

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、au国際通話に関する料金、他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金又は国際SMS送信（別表1（オプション機能）3欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。）に関する料金（通話料に限ります。）	この約款に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料及びユニバーサルサービス料は料金月（その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

- 4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

- 5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(5Gデータ定額の取扱い)

- 6 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
データMAX定額	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（3）に定めるデータ通信料の取扱い
ピタット定額	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（4）に定めるデータ通信料の取扱い

(基本使用料等の日割り)

- 7 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数（第8号については、第57条（基本使

用料等の支払義務)第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。)に応じて日割りします。

ただし、第57条第1項第2号に該当する場合の同号に定める基本使用料等については、この限りではありません

- (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額(第2(通話料)1(適用)(9)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日、次表に定めるデータ通信料の取扱いの種類の変更があったとき。

データ通信料の取扱い	
データMAX定額	

(6) 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの適用の開始若しくは廃止があったとき。

基本使用料の料金種別	データ通信料の取扱い
標準プラン	データMAX定額、ピタット定額

- (7) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。
 - (8) 第57条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (9) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 8 前項(第9号を除きます。)の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第57条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 9 第7項第9号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(KDDI一括請求の取扱い)

11 当社は、5G契約者から申込みがあったときは、その5G契約者が指定した5Gサービスの契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス(当社が別に定める電気通信サービスであって、その5G契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。)に係る料金等に合わせて一括して請求(以下「KD

「D I一括請求」といいます。)します。

12 5G契約者は、KDDI一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

13 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

(2) その契約者回線がその5G契約者以外の者（その5G契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(3) その5G契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。

(4) その5G契約者が、KDDI一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

14 5G契約者は、a u一括請求グループ（料金その他の債務が一括して請求される次表の左欄に定める電気通信サービスに係る同表の右欄に定める電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところにより5G契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）に関して、KDDI一括請求の取扱いを受けるときは、そのa u一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。

電気通信サービス	電気通信回線
5Gサービス	契約者回線
LTEサービス	LTE契約者回線
a uサービス	WIN契約者回線
沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める5Gサービス	他網契約者回線
沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEサービス	他網契約者回線
沖縄セルラー電話株式会社のWIN約款に定めるa uサービス	他網契約者回線

15 5G契約者は、KDDI一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。

16 当社は、KDDI一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、5G契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

(1) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(2) 契約者の地位の承継があったとき。

(3) 5G契約の解除があったとき。

(4) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。

(5) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

(6 7) その他第13項各号のいずれかに該当することとなったとき。

17 KDDI一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

18 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

19 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 20 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(少額料金の翌月払い)

- 21 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(前受金)

- 22 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 23 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
- (2) au国際通話に関する料金
- (3) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金
- (4) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)

(料金の臨時減免)

- 24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

- 25 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(料金等の請求)

- 26 au(5G)通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEBで請求書ご利用規約」、「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」又は「ポイントプログラム規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 au (5G) 通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第57条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用							
(1) 5Gサービスの種類等	ア 5Gサービスには、次の種類があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Gデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>5Gシングル</td> <td>データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	5Gデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの	5Gシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの
	種類	内容					
	5Gデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの					
	5Gシングル	データシングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの					
	イ 当社は、次表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄の5Gサービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その5G契約者から接続の請求があった端末設備に対応する5Gサービスを提供するものとしします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>5G契約の種類別</th> <th>5Gサービスの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般5G契約</td> <td>5Gデュアル、5Gシングル</td> </tr> <tr> <td>定期5G契約</td> <td>5Gデュアル、5Gシングル</td> </tr> </tbody> </table>	5G契約の種類別	5Gサービスの種類	一般5G契約	5Gデュアル、5Gシングル	定期5G契約	5Gデュアル、5Gシングル
5G契約の種類別	5Gサービスの種類						
一般5G契約	5Gデュアル、5Gシングル						
定期5G契約	5Gデュアル、5Gシングル						
ウ 5G契約者は、5Gサービスの種類の変更の請求をすることができます。							
エ ウの請求があったときは、当社は、5Gサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後の5Gサービスの種類による料金を適用します。							
オ ローミングには、5Gサービスと同一の種類があります。							
(2) 5Gサービスの利用月数	5Gサービスの利用月数は、その5Gサービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。）を通算したもの（契約変更を行った場合は、契約変更を行う前の5G契約により提供を受けていた5Gサービスに係る利用開始月からその契約変更の日を含む料金月の前料金月までの月数を、LTE契約又はau契約からの契約移行があった場合は、契約移行を行う前のLTE契約又はau契約により提供を受けていたLTEサービス又はauサービスに係る利用開始月からその契約移行の日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとしします。）とします。						
(3) 5Gサービスの基本使用料の料金種別の選択等	ア 5Gサービスの基本使用料には、次の料金種別があります。						
	(ア) 5Gデュアルに係るもの						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準プラン</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	標準プラン				
基本使用料の料金種別							
標準プラン							
	(イ) 5Gシングルに係るもの						

基本使用料の料金種別									
ルーターフラットプラン 40 (5G)									
<p>イ 5G契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ 5G契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。</p> <p>エ 5Gサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が別に定めるところによります。</p> <p>オ エまでの規定によるほか、次表の右欄に定める取扱いの適用の申込みと同時に行う場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限る、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。</p>									
基本使用料の料金種別	取扱い								
標準プラン	データMAX定額、ピタット定額								
<p>カ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、その請求が、端末設備の変更（当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）に係る請求と同時に行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>									
<p>(4) 2年定期5G契約に係る基本使用料の取扱い (2年契約N)</p>	<p>ア 2年定期5G契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)のア又は2-1-2の(2)のアに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 2年定期5G契約に係る基本使用料の適用は、2年定期5G契約に係る5Gサービスの提供を開始した日（一般5G契約からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日とします。）からとします。</p> <p>ウ 2年定期5G契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2年定期5G契約に係る基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により2年定期5G契約の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 一般5G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。</td> <td>その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 一般5G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その</td> <td>その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基</td> </tr> </tbody> </table>	区分	2年定期5G契約に係る基本使用料の適用	1 2又は3以外により2年定期5G契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。	2 一般5G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。	その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。	3 一般5G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基
	区分	2年定期5G契約に係る基本使用料の適用							
	1 2又は3以外により2年定期5G契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。							
2 一般5G契約への契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（3に該当するときを除きます。）。	その契約変更日を含む料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基本使用料を適用します。								
3 一般5G契約又はへの契約変更又は一般LTE契約への契約移行があったとき（その	その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで2年定期5G契約に係る基								

	<p>申出と同時に、この約款又はLTE約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用の申出があったときに限ります。)</p>	<p>本使用料を適用します。</p>						
	<p>エ 2年定期5G契約への契約移行（一般LTE契約、第2種定期LTE契約（タイプIIに限ります。）、一般au契約又は第1種定期au契約からのものに限ります。）があった場合、その契約移行日を含む料金月の初日から契約移行後の2年定期5G契約に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約移行を行う前のLTE契約又はau契約の契約種別をそれぞれ第2種定期LTE契約（タイプIに限ります。）若しくは第7種定期LTE契約又は第2種定期au契約（タイプIに限ります。）として、そのLTE契約又はau契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。</p>							
<p>(5) 障がい者等に 係る基本使用料の適用 (スマイルハート割引)</p>	<p>ア 障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が次表の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>② 知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>④ 特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業対象疾患であることについて証明書（特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証をいいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>⑤ 指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>(イ) 料金額</p> <table border="1" data-bbox="480 1861 1453 2020"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 1861 1286 1939" rowspan="2">基本使用料の料金種別</td> <td colspan="2" data-bbox="1286 1861 1453 1939">1契約ごとに月額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1286 1939 1406 1984">料金額</td> <td data-bbox="1286 1984 1453 2020">税抜額</td> </tr> </table>		基本使用料の料金種別		1契約ごとに月額		料金額	税抜額
基本使用料の料金種別		1契約ごとに月額						
		料金額	税抜額					

標準プラン	780円
<p>イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線（その契約者が、アの（ア）に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り）であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>（ア） 定期5G契約に係るもの。</p> <p>（イ） （7）の適用を受けているもの。</p> <p>（ウ） 第2（通話料）1（適用）（17）の適用を受けているもの。</p> <p>ウ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出ていただきます。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。</p> <p>（ア） 当社との間で締結している他の契約者回線、LTE契約者回線又はWIN契約者回線（それぞれの契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限り）について、本割引又はLTE約款若しくはWIN約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。</p> <p>（イ） 沖縄セルラー電話株式会社との間で締結している他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線と同一のものに限り）について、沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定める本割引に相当する基本使用料の割引の適用を受けているとき。</p> <p>オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ただし、その申出が、5Gシングルからの5Gサービスの種類の変更又はLTE契約若しくはau契約（LTEシングル又はauパケットに係るものに限り）からの契約移行と同時に行われた場合は、5Gサービスの種類の変更日又は契約移行日からとします。</p> <p>カ 本割引の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>（ア） 障がい者等でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。</p> <p>（イ） 自己以外の者に不正に利用させないこと。</p> <p>（ウ） その他本割引に関する取扱いを適正に運用すめに必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、その適用を廃止します。</p> <p>（ア） 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>（イ） 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>（ウ） 5G契約の解除があったとき。</p> <p>（エ） 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。</p>	

	<p>(オ) エの規定に適合しないことが判明したとき。 (カ) その契約者がカの規定に違反したとき。</p> <p>ク 本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の区分2又は区分3の規定により本割引の適用を廃止した後、区分1又は区分2に該当する場合が生じたときは、区分1の規定によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき（2年定期5G契約への契約変更又は第7種定期LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）。</td> <td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。</td> <td>その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 区分2のうち、第57条（基本使用料等の支払義務）第1項第2号に該当するときは、5G契約の解除があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の対象とします。</p>	区分	本割引の適用	1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき（2年定期5G契約への契約変更又は第7種定期LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。	3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。	その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用								
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。								
2 キの(ウ)又は(エ)の規定により本割引の適用を廃止したとき（2年定期5G契約への契約変更又は第7種定期LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。								
3 契約者から本割引の適用を廃止する申出あったとき。	その申出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。								
(6) 国内通話定額の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用	<p>国内通話定額の適用を受けている場合、2-1-1に規定する料金額（(5)の適用を受けている場合は、(5)に定める料金額とします。）に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話定額ライトの適用を受けている場合</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>通話定額の適用を受けている場合</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	税抜額	通話定額ライトの適用を受けている場合	700円	通話定額の適用を受けている場合	1,700円	
区分	料金額								
	税抜額								
通話定額ライトの適用を受けている場合	700円								
通話定額の適用を受けている場合	1,700円								
(7) 契約者を単位とする基本使用料割引I	<p>ア 契約者を単位とする基本使用料割引I（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（(ア)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄にお</p>								

の適用
(グループデ
ィスカウン
ト)

いて同じとします。)を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が(ウ)に定めるもの又は第2(通話料)1(適用)(13)の適用を受けているものを除きます。)に関する基本使用料について、(イ)に規定する額の割引を行うことをいいます。

(ア) 割引選択回線

割引選択回線

本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するLTE契約者回線、当社のWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引Iを選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引I(以下この(7)欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線

(イ) 割引額

1契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数(それぞれ第2(通話料)1(適用)(13)に相当する取扱いの適用を受けているものを除きます。)

割引額

2以上4以下の場合

その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額

5以上49以下の場合

その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額

50以上999以下の場合

その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額

1000以上の場合

その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額

(ウ) 基本使用料の料金種別

基本使用料の料金種別

標準プラン

イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 定期5G契約に係るもの

(イ) (5)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数2以上

でないとき。

(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、第2（通話料）1（適用）(16)又は(17)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、その契約者回線に係る基本使用料の料金種別ごとに料金月単位（通則の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。）で行います。

キ 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約又はau契約（それぞれ本割引に相当する適用を受けるものに限り）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生

じたときは、1欄の規定によるものとします。	
区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
<p>コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、第2（通話料）1（適用）（13）、（16）若しくは（17）の適用の申込み（LTE約款又はWIN約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>シ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	
(8) 契約移行に係るオプショ	ア 当社は、オプション機能（次表に定めるものを除きます。以下この欄において「5Gオプション機能」といいます。）の提供の請

<p>ン機能使用料の取扱い</p>	<p>求があった場合であって、その請求がLTE契約又はau契約（そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線について、請求のあった5Gオプション機能に相当するオプション機能（以下この欄においてそれぞれ「LTEオプション機能」又は「WINオプション機能」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのLTEオプション機能又はWINオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。）から、その5Gオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>割込通話機能、5G NET機能、5G NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能</p> </div> <p>イ LTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていた5Gオプション機能に相当するLTEオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のその5Gオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のLTE約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>ウ LTE契約との契約移行（第2種LTEデュアルに係るものに限ります。）があった場合、ア又はイの取扱いにおいて、アの表に定めるオプション機能に割込通話機能を含めないものとします。</p>
<p>(9) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）及び別表1（オプション機能）に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る料金額として、2（料金額）に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、当社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。</p>
<p>(10) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用（海外ダブル定額</p>	<p>ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用（(11)の適用を受けるものを除き、別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下「特定海外ローミング機能使用料」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに日額</p>

	2（料金額）に規定する料金額により算定した特定海外ローミング機能使用料の1日あたりの合計額	料金額																															
	0円以上1,980円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額																															
	1,981円以上40,000円以下の場合	1,980円																															
	40,001円以上41,000円以下の場合	2（料金額）に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額																															
	41,001円以上の場合	2,980円																															
	備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。																																
	イ 海外ローミング機能2段階定額制は、5Gサービスの契約者回線に限り、適用します。																																
(11) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用（世界データ定額）	<p>ア 当社は、ウに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、ウの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した次表に定める利用時間区分に係る時間が経過するまでの間（以下「海外定額制選択期間」といいます。）、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用（別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。）に係るものに限ります。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い（以下「海外ローミング機能定額制」といいます。）を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">利用時間区分</th> <th colspan="2">定額料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">料金額</th> </tr> <tr> <th>(ア) (イ)以外の場合</th> <th>(イ) 利用開始の予約登録を行った場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24時間</td> <td>980円</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>48時間</td> <td>1,960円</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>72時間</td> <td>2,940円</td> <td>2,070円</td> </tr> <tr> <td>96時間</td> <td>3,920円</td> <td>2,760円</td> </tr> <tr> <td>120時間</td> <td>4,900円</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>144時間</td> <td>5,880円</td> <td>4,140円</td> </tr> <tr> <td>168時間</td> <td>6,860円</td> <td>4,830円</td> </tr> <tr> <td>192時間</td> <td>7,840円</td> <td>5,520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用時間区分に応</p>		利用時間区分	定額料		料金額		(ア) (イ)以外の場合	(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	24時間	980円	690円	48時間	1,960円	1,380円	72時間	2,940円	2,070円	96時間	3,920円	2,760円	120時間	4,900円	3,450円	144時間	5,880円	4,140円	168時間	6,860円	4,830円	192時間	7,840円	5,520円
利用時間区分	定額料																																
	料金額																																
	(ア) (イ)以外の場合	(イ) 利用開始の予約登録を行った場合																															
24時間	980円	690円																															
48時間	1,960円	1,380円																															
72時間	2,940円	2,070円																															
96時間	3,920円	2,760円																															
120時間	4,900円	3,450円																															
144時間	5,880円	4,140円																															
168時間	6,860円	4,830円																															
192時間	7,840円	5,520円																															

	<p>じて、(ア)に定める料金額を適用します。</p> <p>イ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線（5Gサービスの契約者回線（当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。）であって、第3（データ通信料）1（適用）(10)に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。）に限り、適用を受けることができます。</p> <p>ウ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用（海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。）を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、アの表に定めるいずれかの利用時間区分を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。</p> <p>利用開始の予約登録を行う場合は、利用時間区分のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。</p> <p>エ 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。</p> <p>(ア) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。</p> <p>(イ) 海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき。</p> <p>オ ウに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用時間区分に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。</p> <p>カ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(12) 繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いI</p>	<p>ア 5G契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものを除きます。）について、その契約者回線に係る、第2（通話料）1（適用）(12)に定める国際SMS送信料繰越控除可能額から国際SMS送信料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、LTEデュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミング通話料金繰越控除可能額」といいます。）が海外ローミング通話料金繰越控除可能額に満たない場合は、(13)に規定する取扱いを行います。</p>
<p>(13) 繰越控除可能額に係る海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱い</p>	<p>5G契約者は、その5Gサービス（5Gデュアルに限ります。）の契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（(10)又は(11)の適用を受けるものを除き、海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものに限ります。）について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金繰越控除可能額から海外ローミング通話料金繰越控除額を差し引いた額を上</p>

いⅡ	限とする額（以下「海外ローミングデータ料金繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。						
(14) 番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第57条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日（その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ（同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。）が構成された日（以下この欄において「構成日」といいます。）とが同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。）から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日（その料金月において番号変換機能の廃止（そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線（同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。）の数が0となるものに限ります。）があったときは、その廃止日（以下「ユーザグループ廃止日」といいます。）とします。）においてユーザグループ代表者（同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。）である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。）について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="480 1149 1450 1485"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1149 727 1189">区分</th> <th data-bbox="727 1149 1450 1189">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1189 727 1317">適用開始日</td> <td data-bbox="727 1189 1450 1317">その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1317 727 1485">適用終了日</td> <td data-bbox="727 1317 1450 1485">その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第57条（基本使用料等の支払義務）第2項の規定中、「au（5G）通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定する内線番号をいいます。）による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。</p>	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日）						
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が0となった場合は、そのユーザグループ廃止日）						
(15) 保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>ア 別表1（オプション機能）に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第57条（基本使用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日に5G契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「オプショ</p>						

	<p>ン機能使用料の支払いを要する期間」といいます。)について、2 (料金額) に規定する料金の支払いを要します</p> <p>イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。</p>												
<p>(16) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>ア 別表1 (オプション機能) に規定する番号変換文字メッセージ受信機能に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID (別表1 (オプション機能) 12欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者 (そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 当社は、通則の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>												
<p>(17) 5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用</p>	<p>5Gシングルの契約者回線の契約者は、5G NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。</p>												
<p>(18) 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用 (電話きほんパック、電話きほんパック (V))</p>	<p>ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者回線について、(ア)に定めるオプション機能 (以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に(イ)に定める割引率を乗じて得た額の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 特定オプション機能</p> <table border="1" data-bbox="480 1731 1449 1944"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>オプション機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引率</p> <table border="1" data-bbox="480 1984 1449 2022"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引率</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	オプション機能	タイプⅠ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	タイプⅡ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能	区分	割引率	料金額			
区分	オプション機能												
タイプⅠ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能												
タイプⅡ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能、呼出音設定機能												
区分	割引率	料金額											

		税抜額
タイプⅠ	2（料金額）に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額（以下この(18)において「特定オプション料合計額」といいます。）からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値	300円
タイプⅡ		400円
<p>イ その5G契約が、LTE契約又はau契約からの契約移行により締結されたものである場合（契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線について、当社のLTE約款又はWIN約款に定める本割引に相当する割引に係る特定オプション機能（以下この欄においてそれぞれ「LTEオプション機能」又は「WINオプション機能」といいます。）の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能（LTEオプション機能又はWINオプション機能に相当するものに限ります。）の提供があったものとして取扱います。</p> <p>この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、そのLTEオプション機能又はWINオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。オ LTE契約への契約移行があった場合であって、そのLTE契約者回線について、LTE約款に定める本割引に相当する割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社のLTE約款の規定（アからエに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>		
(19) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）	<p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）及び1の判定用回線（ウに定めるものをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（5G）通信サービスの料金（基本使用料、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係</p>	

るものを除きます。)及びデータ通信料(第3(データ通信料)1(適用)(10)に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄及び(20)において同じとします。)について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。

(ア) その料金月の末日において、データMAX定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円

(イ) その料金月の末日において、ピタット定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 500 円

備考 第3(データ通信料)1(適用)(4)の規定により同(4)区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

イ 本割引に係る割引対象回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

(ア) 本割引、KDDIスマバリ、KDDI家族割プラス、KDDIルーター割引、KDDI据置ルーター割引、OCTスマバリ、OCT家族割プラス、OCTルーター割引又はOCT据置ルーター割引を選択する契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線

(イ) KDDI固定代替割引又はOCT固定代替割引を受けることとなるLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線

備考

1 イの各号に定める割引若しくは減額適用は、それぞれ次のものをいいます。以下この(19)から(20)において同じとします。

KDDIスマバリ	当社のLTE約款又はWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
KDDI家族割プラス	(20)に定める割引又は当社のLTE約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
KDDIルーター割引	当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種LTEシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用又はWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするWINシングルフラットWiMAXシンプルな契約

	者回線に係る基本使用料の減額適用
K D D I 据置ル ター割引	当社のL T E約款に定め特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用
K D D I 固定代替 割引	当社のL T E約款に定める特定 a u 回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はW I N約款に定める特定 a u 回線の指定に伴うW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用
O C T ス マバリ	沖縄セルラー電話株式会社の5 G約款、L T E約款又はW I N約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引
O C T 家 族割 プラ ス	沖縄セルラー電話株式会社の5 G約款又はL T E約款に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引
O C T ル ター割 引	沖縄セルラー電話株式会社のL T E約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする第2種L T Eシングル等の契約者回線に係る基本使用料の減額適用又はW I N約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用
O C T 据 置ルター 割引	沖縄セルラー電話株式会社のL T E約款に定める特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用
O C T 固 定代替割 引	沖縄セルラー電話株式会社のL T E約款に定める特定 a u 回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又はW I N約款に定める特定 a u 回線の指定に伴うW I NシングルフラットW i M A Xシンプルな契約者回線に係る基本使用料の減額適用
<p>2 その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合、「K D D I 家族割プラス」を「K D D I 法人割プラス」に、「O C T 家族割プラス」を「O C T 法人割プラス」にそれぞれ読み替えます。以下同じとします。</p>	
<p>ウ 本割引に係る判定用回線とは、力の規定に基づき指定された電気通信回線（判定用固定サービス（次表に定めるいずれかの種類のサービスをいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ判定用固定事業者（判定用固定サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下この欄から(20)において同じとします。）がその登録を完了したものに限ります。）をいいます。</p>	
種類	判定用固定サービス
タイプ I	当社が別に定めるインターネットサービス及び電話

	サービス（そのインターネットサービスと合わせて選択することができるものに限り、選択すること、
タイプⅡ	当社が別に定めるインターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービス（そのサービスは他の1のサービスと合わせて選択することができるものに限り、以下この欄から(20)において同じとします。）
タイプⅢ	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める第2種LTEシングル若しくは第4種LTEシングル

エ 本割引は、5Gサービスの契約者回線であって、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限り、選択することができます。

オ 割引選択回線群は、1の判定用回線につき1とします。

カ 本割引を選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

キ 当社は、カの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線（タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限り、）について、KDDI据置ルーター割引又はOC T据置ルーター割引の申出を当社又は沖縄セルラー電話株式会社が承諾していないとき。

(イ) 指定した判定用回線が所属する割引選択回線群を構成する割引対象回線の数が11以上となる時。

(ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なる時（その契約者回線に係る契約者（満50歳以上の者に限り、）と判定用回線に係る契約者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なる時（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(オ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(カ) 指定した判定用回線に係る判定用固定サービスの契約の申込みについて、判定用固定事業者が登録を完了していないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ク 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ケ 本割引の適用の開始は、カの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、LTE契約又はau契約（そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線について、KDDIスマバリの適

用を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

コ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線について、エに定める基本使用料の料金種別の適用を受けていないとき。

(イ) 指定した判定用回線について、判定用固定サービス(判定用固定サービスの種類がタイプⅡである場合は、インターネットサービス、電話サービス及びテレビサービスのうちいずれか2のサービスとします。以下このコ及びサにおいて同じとします。)の提供を受けていないとき。

(ウ) その契約者回線について、(21)の適用を受けているとき。

サ コの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用固定サービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出があった日を含む料金月から起算して7料金月の間(当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。)、本割引を適用します。

シ ケのただし書きに定める場合に該当するときは、サ中「本割引の申出があった日を含む料金月」を「LTE契約又はau契約に係るその割引の申出があった日を含む料金月」に、それぞれ読み替えて適用します。

ス ケのただし書きに定める場合に該当するときは(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月において、そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線に係る基本使用料等(KDDIスマバリの適用において規定する基本使用料等をいいます。)を、アに定める基本使用料等に含めるものとします。

セ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 本割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当するときは。

① 5Gサービス利用権の譲渡があったとき(5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

② 契約者の地位の承継があったとき。

③ 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

④ 5G契約の解除があったとき。

(イ) 判定用回線(タイプⅠ又はタイプⅡの判定用サービスに係るものに限ります。)について、次のいずれかに該当するときは。

① 判定用固定サービス(タイプⅠであって、その電話サービスが当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話である場合(そのインターネットサー

ビスを提供する電気通信事業者が当社が別に定めるテレビサービスを提供するものである場合を除きます。)は、その判定用回線に係る電話サービスとします。)の契約の解除があったとき(次のいずれかに該当することをあらかじめ当社が確認したときを除きます。)

a 居住場所の変更に伴いその契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

b その契約を解除すると同時に解除前に締結していた契約に係る電気通信回線の終端の設置場所と同一場所において新たに判定用固定サービスの契約の申込みがあり、判定用固定事業者がその登録を完了しているとき。

② 判定用固定事業者が定める条件に該当するとき。

③ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めによらない理由により、その契約の解除等があったとき。

④ 判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その契約の解除等があったとき(ナ又はこの規定に基づき、判定用回線に代わり、特定 a u 回線の指定があったときを除きます。)

(ウ) 判定用回線(タイプⅢの判定用固定サービスに係るものに限ります。)又は特定 a u 回線(ト、ナ又はこの規定に基づき、判定用回線に代えて指定のあったものをいいます。)について、この約款、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるところにより、以下のいずれかに該当することとなったとき。

① 判定用回線について、ホームルータープラン、WiMAX 2+フラット for HOME又はWiMAX 2+フラット for HOME(L)以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。

② 特定 a u 回線について、WiMAX 2+フラットプラン(次表に定めるものをいいます。以下同じとします。)以外の料金種別の選択又はWINシングルフラットWiMAXシンプル以外への料金種別の変更があったとき。

WiMAX 2+フラットプラン

モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX 2+フラット for DATA、WiMAX 2+フラット for DATA EX、WiMAX 2+フラット for HOME、WiMAX 2+フラット for DATA(L)、WiMAX 2+フラット for DATA EX(L)、WiMAX 2+フラット for HOME(L)

③ LTEサービス利用権又は a u サービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権又は a u サービス利用権を

譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

④ 契約者の地位の承継があったとき。

⑤ LTEサービス又はauサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥ LTE契約又はau契約の解除があったとき。

(エ) その他キのいずれかに該当することとなったとき。

ソ 判定用回線に代えて指定のあった特定au回線に係る契約者の住所が、判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を当社が知ったときは、当社は、そのことを特定au回線が所属する割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することがあります。

タ ソに定める通知を受けた場合又は特定au回線に係る契約者の住所が判定用固定サービスのサービス提供地域となったこと等を知った場合（知ることができた場合を含みます。）、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線の契約者は、すみやかに判定用サービスに係る契約を申込み、その割引選択回線群の判定用回線として指定していただきます。

チ タの規定に基づく判定用回線の指定がない場合、当社は、その割引選択回線群を構成する契約者回線について、本割引を廃止します。

ツ セ又はチの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（セの(ア)の①又は②により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はセの(ア)の③若しくは④（LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）、(ウ)の①若しくは②（端末設備の変更に係る請求と同時に行わ	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

<p>れたものに限ります。)、⑤若しくは⑥により本減額適用を廃止したとき。</p>	
<p>3 セの(イ)の④により本減額適用を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月から起算し4料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
<p>テ 契約者は、セの(イ)の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額(ケのただし書きに該当する場合は、KDDIスマバリの適用により当社が割引いた額を含みます。)を支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>ト その住所が判定用固定サービスの提供地域外である等により、判定用固定事業者が、指定のあった判定用回線に係る判定用固定サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置又は保守することが困難な場合、契約者は、判定用回線に代えて、特定の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者回線(以下この欄において「特定au回線」といいます。)を指定して、本割引の適用を申し出ることができます。</p> <p>この場合において、当社は、その特定au回線が、この約款、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるところにより、次の全てを満たすときに限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) 特定au回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として、WiMAX2+フラットプラン又はWINシングルフラットWiMAXシンプルを選択していること。</p> <p>(ウ) 特定au回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。</p>	
<p>KDDIルーター割引、KDDI据置ルーター割引、KDDI固定代替割引、OCTルーター割引、OCT据置ルーター割引、OCT固定代替割引</p>	
<p>ナ トに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定au回線(KDDIルーター割引又はOCTルーター割引を選択するものに限ります。)が含まれないときは、契約者は、判定用回線に代えて、特定au回線(この約款、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款若しくはWIN約款に定めるところにより、次の全てを満たすものに限ります。)を指定することができます。</p>	

- す。
- (ア) 特定 a u 回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものであること。
 - (イ) 基本使用料の料金種別として、W i M A X 2 + フラットプラン又は W I N シングルフラット W i M A X シンプルを選択していること。
 - (ウ) 特定 a u 回線又はその割引選択回線群を構成する他の契約者回線、L T E 契約者回線、W I N 契約者回線又は他網契約者回線について、次のいずれかの減額適用を選択していないこと又は適用を受けていないこと。

K D D I ルーター割引、K D D I 据置ルーター割引、K D D I 固定代替割引、O C T ルーター割引、O C T 据置ルーター割引、O C T 固定代替割引

ニ ト又はナに定めるほか、判定用固定事業者がその判定用固定サービスの提供を開始する前であって、判定用固定事業者の責めに帰すべき理由により、その判定用回線に係る契約の解除等があった場合であって、その判定用回線が所属していた割引選択回線群に特定 a u 回線（K D D I ルーター割引又は O C T ルーター割引を選択するものに限り、）が含まれるときは、当社は、その契約の解除等があった日を含む料金月から起算し 5 料金月の初日において、契約者から、判定用回線に代えて、特定 a u 回線の指定があったものとみなします。

ヌ 契約者は、本割引又は O C T スマバリの適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約者回線及び判定用回線に係る情報（本割引又は O C T スマバリの適用に必要な範囲に限り、）について、当社、沖縄セルラー電話株式会社及び判定用固定事業者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

ネ 本割引の適用の申出があった場合、(20)に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の申出があったものとして取り扱います。

(20) 特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用
（家族割 プラス / 法人割 プラス）

ア 特定回線群に係る基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限り、）に係る基本使用料等について、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る算定対象回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の数に応じて、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。

(ア) (イ) 以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額
算定対象回線の数 が 2 の場合	500 円
算定対象回線の数 が 3 の場合	1,000 円

算定対象回線の数 が 4 以上の場合		2,020 円
(イ) その料金月の末日において、ピタット定額の適用を受けている場合		
1 契約ごとに月額		
区分		割引額 税抜額
算定対象回線の数 が 2 の場合		500 円
算定対象回線の数 が 3 以上の場合		1,000 円
<p>イ 本割引に係る算定対象回線とは、本割引、KDDI 家族割プラス又は OCT 家族割プラスを選択する契約者回線、LTE 契約者回線又は他網契約者回線であって、それぞれ次表（沖縄セルラー電話株式会社の 5G 約款又は LTE 約款に定める次表に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。）に定める 5G データ定額の取扱い、基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものをいいます。</p> <p>(ア) 契約者回線又は 5G サービスの他網契約者回線に係るもの</p>		
5G データ定額の取扱い	データ MAX 定額、ピタット定額	
(イ) LTE 契約者回線又は LTE サービスの他網契約者回線に係るもの		
基本使用料の料金種別	KDDI 家族割プラス又は OCT 家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として当社又は沖縄セルラー電話株式会社の LTE 約款に定める基本使用料の料金種別	
特定データ通信定額の取扱い	KDDI 家族割プラス又は OCT 家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として当社又は沖縄セルラー電話株式会社の LTE 約款に定める特定データ通信定額の取扱い	
<p>ウ 本割引は、5G サービスの契約者回線であって、イの(ア)の表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限り、選択することができます。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1 の割引選択回線群を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線の数 が 11 以上となるとき。</p> <p>(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。</p> <p>(ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。</p> <p>(エ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関</p>		

係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ アの表に定める算定対象回線の数、その料金月の末日における算定対象回線の数(その料金月に5G契約若しくはLTE契約の解除(それぞれLTE契約又は5G契約への契約移行に係るものを除きます。)又は5Gサービス若しくはLTEサービスの利用の一時休止(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったものを除きます。)があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線の数を含みます。)とします。

ク 本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、その申出が、LTE契約(そのLTE契約者回線について、KDDI家族割プラスの適用を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものである場合は、契約移行のあった日を含む料金月からとします。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線について、次表に定める5Gデータ定額の取扱いの適用を受けていないとき。

5Gデータ定額の取扱い

データMAX定額、ピタット定額

(イ) その契約者回線について、(21)の適用を受けているとき。

コ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき(5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

サ コの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(コのア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月

		<p>の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又は5Gサービスの利用の一時休止若しくは5G契約の解除（LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p>	<p>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</p>
<p>(21) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 （スマートバリュー for Business）</p>	<p>シ 契約者は、本割引又はOCT家族割プラスの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本割引又はOCT家族割プラスの適用に必要な範囲に限ります。）について、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線等群（(ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引可能回線（その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。）の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。）のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額（基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。）の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に50を乗じて得た値（以下この欄において「割引可能上限数」といいます。）を上回るときは、その割引可能回線数は、割引可能上限数とします。</p> <p>(ア) 割引対象回線</p>	
	<p style="text-align: center;">割引対象回線</p> <p>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、WIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（以下この(21)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</p> <p>(イ) 特定固定回線</p>	

特定固定回線

特定固定サービス（次表に定める電気通信事業者が、次表に定める契約約款に規定する次表に定める電気通信サービスをいいます。以下この(21)において同じとします。）の電気通信回線（その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したもの）に限ります。）であって、当社が別に定めるところにより指定したもの

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	a u ひかりビジネスサービス契約約款	一般 a u ひかりビジネスサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢ（沖縄セルラー電話株式会社の a u ひかりビジネスサービス契約約款に定める a u ひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。）のものに限ります。）
	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクト電話サービス（沖縄セルラー電話株式会社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。）
	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款	ワイドエリアバーチャルスイッチサービス（加入契約回線等（予備のモバイル回線を除きます。）を使用して行うもの（特定ワイドエリアバーチャルスイッチサービスを除きます。）に限ります。）
	パワードイーサネットサービス契約約款	パワードイーサネットサービス（加入契約回線等を使用して行うものに限ります。）
	デジタルデータサービス契約約款	I P V P N サービス（加入契約回線、当社契約者回線又は利用契約回線（当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定

		める総合オープン通信網サービスに係る電気通信回線と接続するものに限ります。)を使用して行うものに限ります。)
	イントラネットIP電話サービス契約約款	一般イントラネットIP電話サービス
沖縄セルラー電話株式会社	auひかりビジネスサービス契約約款	auひかりビジネスサービス
	光ダイレクトサービス契約約款	一般光ダイレクトサービス
東北インターネット通信株式会社	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス(当社が別に定めるものを除きます。)
	おトークオフィス・ワンサービス契約約款	おトークオフィス・ワンサービス
	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス契約約款	ワイドエリアバリュアブルイーサネットサービス
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用サービス契約約款	高速イーサネット専用サービス(当社が別に定めるものを除きます。)
	高速イーサネット網サービス契約約款	高速イーサネット網サービス

(ウ) 特定ID

特定ID
<p>当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID(ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定au契約(当社が別に定める料金種別等を選択しているものに限ります。)に係るものを除いたものをいいます。)、当社の位置情報等提供サービス契約約款に定めるユーザID(同契約約款に定める旧位置情報等提供サービスにおけるアクティベーションが完了している端末設備(次のいずれかの電気通信回線に接続されているものに限ります。)に係るものに限ります。)、当社、沖縄セルラー電話株式会社、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめてオフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のOffice365 with KDDI利用規約に定めるアカウント(当社が別に定めるものに限ります。))又は当社、沖縄セルラー電話株式会社、KDDIまとめてオフィス株式会社、KDDIまとめてオフィス関西株式会社、KDDIまとめて</p>

オフィス中部株式会社、KDDIまとめてオフィス東日本株式会社若しくはKDDIまとめてオフィス西日本株式会社のGoogle Apps for Business等の販売に関する規約に定めるアカウント

- ① LTE契約者回線（基本使用料の料金種別がタブレットプラン20、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、LTEフラットforTab(L)若しくはLTEフラットforDATA(m/L)のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）
- ② WIN契約者回線（基本使用料の料金種別がプランF(IS)、プランF(IS)シンプル若しくはカケホ(3Gケータイ・データ付)のもの又は特定パケット通信定額制の適用を受けているものに限ります。）
- ③ 沖縄セルラー電話のLTE約款又はWIN約款に定める契約者回線（①又は②に相当するものに限ります。）

(エ) 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額

この約款の規定により支払いを要することとされる次のau(5G)通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金の合計額

- ① 基本使用料
- ② オプション機能使用料(海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)
- ③ 通話料(au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)
- ④ データ通信料(第3(データ通信料)1(適用)(10)に定める購入データ量に係るものを除きます。)

備考 LTE契約又はau契約(本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった日を含む料金月においては、そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線に係る基本使用料等合計額(当社のLTE約款又はWIN約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用において規定する基本使用料等をいいます。)を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

(オ) 割引額

- ① その料金月の末日において、ピタット定額の適用を受けている場合

1契約ごとに月額

割引額

税抜額 500円

備考 第3(データ通信料)1(適用)(4)の規定により同(4)の区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

② その料金月の末日において、データMAX定額の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額

税抜額 1,000 円

イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。

エ 本割引は、5Gサービスの契約者回線であって、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限り、選択することができます。

オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者（その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者（LTE割引、WIN割引又は特定割引に係る者を含みます。）であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア） 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

（イ） 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成するいずれかの他の電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

（ウ） 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。

（エ） 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。

（オ） その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

（カ） 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。

（キ） その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（ク） その申出の内容に不備があるとき。

（ケ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約又はau契約（それぞれ本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）から開始します。
- ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。
- (ア) その契約者回線（5Gデュアルに係るものに限ります。）について、5Gデータ定額の取扱いの適用を受けていないとき。
 - (イ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始されていないとき。
 - (ウ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
- コ ケの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日（その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。）を含む料金月から起算して7料金月の間（当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。）、本割引を適用します。
- サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき（5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。）。
 - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (エ) 5G契約の解除があったとき。
 - (オ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。
 - (カ) その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
 - (キ) その他カの(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。
- シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日（本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。）までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。
- ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線

	<p>等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、力の規定に準じて取扱います。</p> <p>セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、LTE割引、WIN割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者（LTE割引、WIN割引又は特定割引に係る者を含みます。）を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。</p> <p>ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>タ 契約者は、本割引、LTE割引、WIN割引又は特定割引の適用に関する業務を行うために、契約者回線、他網契約者回線（特定固定サービスの電気通信回線を含みます。以下このタにおいて同じとします。）及び特定IDに係る情報（本割引、LTE割引、WIN割引又は特定割引の適用に関する業務に必要な範囲のものに限ります。）について、当社、沖縄セルラー電話株式会社、東北インテリジェント通信株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社が相互に開示し照会することを承諾していただきます。この場合において、契約者がその契約者回線、他網契約者回線又は特定IDに係る契約名義人と異なるときは、あらかじめその承諾に必要なその契約名義人の同意を得ていただきます。</p>
<p>(22) 特定金融商品契約を条件とする減額等適用（金融サービスセット割）</p>	<p>ア 当社は、特定金融商品契約（当社の金融サービスセット割利用規約に定める対象金融商品契約をいいます。以下同じとします。）の契約者から指定があった場合、その指定のあった契約者回線に係るau（5G）通信サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本減額適用に係る提供条件は、当社の金融サービスセット割利用規約に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者は、本減額適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用に必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会すること、及びこれを利用することを承諾していただきます。</p>

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 5Gデュアルに係るもの

(1) 一般5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額
標準プラン	1,150 円

(2) 定期5G契約に係るもの

ア 2年定期5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額
標準プラン	980 円

2-1-2 5Gシングルに係るもの

(1) 一般5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額
ルーターフラットプラン 40 (5G)	7,150 円

(2) 定期5G契約に係るもの

ア 2年定期5G契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	料金額
	税抜額
ルーターフラットプラン 40 (5G)	6,980 円

2-2 オプション機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1) 5Gサービスに係るもの

各単位ごとに月額

区分	単位	料金額
		税抜額
留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)	1 契約ごとに	300 円
三者通話機能 (三者通話サービス)	1 契約ごとに	200 円
割込通話機能 (割込通話サービス)	1 契約ごとに	200 円
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)	1 契約ごとに	100 円
呼出音設定機能 (待ちうた)	1 契約ごとに	100 円
番号変換機能 (KDDI ビジネスコールダイレクト)	1 契約ごとに	2,000 円
保留転送機能	1 契約ごとに	300 円
番号変換文字メッセージ受信機能	1 契約ごとに	300 円
5G NET for DATA機能	1 契約ごとに	500 円

2-2-2 海外ローミング機能

(1) (2)又は(3)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話利用	国際通話利用		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア1	70円	175円	265円	145円
アジア2	75円	175円	265円	155円
アジア3	70円	175円	265円	155円
アジア4	75円	175円	265円	80円
アジア5	70円	260円	280円	155円
アジア6	95円	280円	280円	180円
アジア7	80円	280円	280円	160円
アジア8	70円	195円	280円	80円
アジア9	80円	280円	280円	80円
アジア10	75円	380円	380円	80円
アジア11	80円	380円	380円	140円
アジア12	70円	180円	280円	180円
アジア13	80円	180円	280円	180円
アジア14	80円	380円	380円	180円
アジア15	80円	300円	300円	220円
アジア16	80円	180円	280円	140円
アジア17	80円	250円	280円	140円
アジア18	70円	260円	280円	140円
アジア19	80円	280円	280円	140円
アジア20	80円	180円	280円	110円
アジア21	50円	125円	265円	70円
アジア22	180円	480円	480円	230円
オセアニア1	80円	180円	280円	80円
オセアニア2	120円	140円	210円	165円
オセアニア3	80円	140円	210円	130円
オセアニア4	80円	280円	280円	80円
オセアニア5	480円	880円	880円	560円
オセアニア6	130円	580円	580円	210円
オセアニア7	180円	380円	380円	270円
アメリカ1	120円	140円	210円	165円
アメリカ2	70円	230円	280円	180円
アメリカ3	80円	380円	380円	190円
アメリカ4	120円	140円	210円	165円
アメリカ5	130円	250円	280円	190円
アメリカ6	155円	250円	280円	190円
アメリカ7	80円	250円	280円	100円
アメリカ8	80円	180円	280円	190円

アメリカ 9	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ 10	155 円	330 円	330 円	190 円
アメリカ 11	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 12	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 13	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 14	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 15	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円
アメリカ 17	200 円	500 円	500 円	270 円
ヨーロッパ 1	80 円	180 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 2	80 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 3	100 円	250 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 4	100 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ 5	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ 6	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ 7	80 円	380 円	380 円	110 円
ヨーロッパ 8	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ 9	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ 1	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ 2	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ 3	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 4	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 5	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 6	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ 7	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 8	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ 9	80 円	480 円	480 円	160 円
航空機内	650 円	650 円	650 円	800 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表 2（海外ローミング機能の海外利用地域）の(1)に定めるところによります。				

(2) 海外SMS利用に係るもの

1 送信ごとに

送信文字数	料金額
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで	500 円

(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

(3) 海外 5 G N E T 利用又は海外 5 G N E T f o r D A T A 利用に係るもの

料金額
1 課金対象データごとに 1.6 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第58条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第99条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																					
(1) 在圏区分及び通話区分の適用	ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。 (ア) 在圏区分																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	在圏区分	在圏地域の範囲																			
	北海道地区	北海道																			
	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																			
	北陸地区	富山県、石川県、福井県																			
	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県																			
	中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																			
	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																			
	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																			
	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																			
	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																			
	(イ) 通話区分																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通話区分</th> <th>適用する通話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>域内・地域隣接県通話</td> <td>その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話</td> </tr> <tr> <td>県間通話</td> <td>その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの</td> </tr> <tr> <td>地域隣接県外通話</td> <td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td> </tr> </tbody> </table>	通話区分	適用する通話	域内・地域隣接県通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの	地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話													
通話区分	適用する通話																				
域内・地域隣接県通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話																				
県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの																				
地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話																				
イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。																					
ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。																					

	<p>エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。</p>												
<p>(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用</p>	<p>ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="480 405 1447 613"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="480 658 1447 909"> <thead> <tr> <th>時間帯区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	時間帯区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間
時間帯区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
時間帯区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間												
<p>(3) au国際通話に係る通話料の適用</p>	<p>au国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-2に規定する料金額を適用します。</p>												
<p>(4) au国際通話に係る通話料の定額適用（au国際通話定額）</p>	<p>ア au国際通話に係る通話料の定額適用（以下「au国際通話定額」といいます。）とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線（(イ)に定める種類の5Gデータ定額の取扱い（以下この欄において「対象5Gデータ定額」といいます。）の適用を受けているものに限ります。）からのau国際通話（別表5に定める地域（以下「au国際通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）について、2-1-2に規定する料金額に代えて、au国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="480 1659 1447 1742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>980円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 対象5Gデータ定額</p> <table border="1" data-bbox="480 1787 1447 1827"> <tr> <td>データMAX定額、ピタット定額</td> </tr> </table> <p>(ウ) 適用額</p> <p>① その契約者回線からのau国際通話等合算回数が50回以内のものであるau国際通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="480 1951 1447 1995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	980円	データMAX定額、ピタット定額	区分	料金額					
区分	料金額												
定額料	980円												
データMAX定額、ピタット定額													
区分	料金額												

通話料	ア イ以外の部分	0円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその a u 国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円
② その契約者回線からの a u 国際通話等合算回数が 51 回以上のものである a u 国際通話に係るもの。		
区分		料金額
通話料	定額通話料	1 の a u 国際通話ごとに 300 円
	上欄に定める定額通話料のほか	
	ア イ以外の部分	0円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその a u 国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円
<p>イ a u 国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からの a u 国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話（当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）の回数を合算したものをいいます。</p> <p>ウ LTE 契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日を含む料金月において契約移行前の LTE 契約者回線からの a u 国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話の回数を、イに定める回数に含めます。</p> <p>エ a u 国際通話定額は、5 G デュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。</p> <p>（ア）対象 5 G データ定額の適用を受けていること。</p> <p>（イ） a u 国際通話利用規制の適用を受けていないこと。</p> <p>オ a u 国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ a u 国際通話定額の適用の開始は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>キ 当社は、 a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から a u 国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、 a u 国際通話定額の適用を廃止します。</p> <p>（ア） 5 G 契約の解除があったとき。</p> <p>（イ） 5 G サービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>（ウ） 5 G シングルへの 5 G サービスの種類の変更があったとき。</p> <p>（エ） 対象 5 G データ定額の適用の廃止（他の対象 5 G データ定額の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。</p> <p>ク キの規定により、 a u 国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		

区分	a u 国際通話定額の適用
1 2又は3以外により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。
2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)により a u 国際通話定額を廃止したとき (3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。
3 キの(ア) (LTE契約 (LTEデュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものに限ります。又は(エ)により a u 国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの a u 国際通話に関する料金について、a u 国際通話定額の適用の対象とします。

ケ 定額料については、日割りを行いません。

コ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、a u 国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用 (当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。

(ア) 第43条 (利用停止) 第1項第13号及び第14号に該当するとき。

(イ) 第81条 (利用に係る契約者の義務) 第1項第2号及び第3号に該当するとき。

(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。

(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。

(カ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (通話に係るものに限ります。)を利用するための電気通信番号 (当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。

(キ) その契約者回線からの a u 国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。

サ 当社は、a u 国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、コに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、そ

	<p>の判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って a u 国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は a u 国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、コに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>				
<p>(5) ローミングの通話料の適用</p>	<p>ア ローミング（沖縄セルラー電話株式会社の 5 G 約款に規定する 5 G デュアルの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線から行った通話については、沖縄セルラー電話株式会社の 5 G 約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p> <p>イ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2-1-2 に規定する料金額を適用します。</p>				
<p>(6) SMS 機能を利用した通話に係る通話料の適用</p>	<p>ア SMS 送信に関する料金については、SMS 送信を通話とみなして 2-1-1-3 に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、(13) に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE 契約者回線、WIN 契約者回線又は他網契約者回線への SMS 送信 SMS 送信については、2-1-1-3 に規定する料金額の支払いを要しません。</p>				
<p>(7) 番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用</p>	<p>ア 番号変換機能を利用して行われた通話（保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="480 1480 1449 1570" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額料</td> <td>税抜額 900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日（料金月の末日以外の日）に 5 G 契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日）までの期間（以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。）について、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日（定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。）にわたって、5 G サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できな</p>	区分	料金額	定額料	税抜額 900 円
区分	料金額				
定額料	税抜額 900 円				

	<p>い状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>エ 当社は、定額料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。</p>		
<p>(8) 契約移行に係る定額料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い（以下この欄において「5G通話料割引」といいます。）の申出があった場合であって、その申出がLTE契約又はau契約（そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線について、請求のあった5G通話料割引に相当する通話料の取扱い（以下この欄においてそれぞれ「LTE通話料割引」又は「WIN通話料割引」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたものであるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の5G通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、そのLTE通話料割引又はWIN通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。）から、その5G通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="480 1149 1450 1274"> <tr> <td data-bbox="480 1149 1450 1189" style="text-align: center;">通話料の取扱い</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1189 1450 1274"> <p>(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用</p> </td> </tr> </table> <p>イ LTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのLTE契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていた5G通話料割引に相当するLTE通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のその5G通話料割引に係る定額料については、当社のLTE約款の規定（アに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>	通話料の取扱い	<p>(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用</p>
通話料の取扱い			
<p>(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、 (19)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用</p>			
<p>(9) 通話料の定額適用 （通話定額サービス）</p>	<p>ア 当社は、5G契約者からの申出により、その契約者回線からの通話（(13)、(15)（同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に係るものに限ります。）若しくは(19)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて「定額対象通話」といいます。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しないこととす</p>		

る取扱い（以下「国内通話定額」といいます。）を行います。

種類	支払いを要しない料金	
通話定額ライト	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限りません。）
	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
通話定額	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	

イ 国内通話定額は、5Gデュアルの契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 国内通話定額を選択する契約者は、アの表に定める種類のいずれかを選択して、当社に申し出ていただきます。

エ 国内通話定額の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	国内通話定額の適用の開始
1 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に行われたとき。	その5Gサービスの提供を開始した日
2 国内通話定額の申出が、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その5Gサービスの再利用を開始した日
3 国内通話定額の申出が、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日
4 国内通話定額の申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出を当社が承諾した日

オ 5G契約者は、国内通話定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の国内通話定額の取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の国内通話定額の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から通話につい

		て、変更後の国内通話定額を適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合		その請求があった日からの通話について、変更後の国内通話定額を適用します。
カ	<p>当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(イ) 5G契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。</p>	
キ	<p>カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
	区分	国内通話定額の適用
	1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
	2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
	3 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	その5Gサービスの種類の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
	4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
ク	<p>アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。</p> <p>(ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話</p> <p>(イ) その契約者回線からの通話（SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、株式会社NTTドコモが提供するワイドスター通信サービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。）であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分</p>	
ケ	<p>クの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
コ	<p>当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線につい</p>	

	<p>て、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <p>(ア) 第43条（利用停止）第1項第13号及び第14号に該当するとき。</p> <p>(イ) 第81条（利用に係る契約者の義務）第1項第2号及び第3号に該当するとき。</p> <p>(ウ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(エ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>(オ) その契約者からシに定める協力を得られないとき。</p> <p>(カ) その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>(キ) その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、この各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ることができないものとします。</p> <p>シ 当社は、クの規定を適用するため又はこの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>
(10) 繰越控除可能額に係る通話料の減額適用	<p>ア 5G契約者は、その5G契約がau契約からの契約移行により締結されたものである場合、その契約者回線（5Gデュアルルに係るものに限り、）からの通話（(9)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話並びにau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(13)、(14)、(15)又は(19)の適用による場合は、適用した後の</p>

	<p>額とします。以下この欄において同じとします。)のうち、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額(当社のW I N約款の定めるところにより、契約移行前の a u 契約に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。)を上限とする額の支払いを要しません。</p> <p>イ 当社は、5 Gデュアルの契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「通話料繰越控除額」といいます。)が前料金月からの繰越控除可能額に満たない場合は、(11)及び当社の電話サービス等契約約款に定める繰越控除可能額に係る特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いⅡに規定する取扱いを行います。</p> <p>ウ その料金月の末日において、5 Gサービスの提供を受けている場合、その契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額から料金繰越控除額(通話料繰越控除額、国際通話料繰越控除額、国際SMS送信料繰越控除額、海外ローミング通話料金繰越控除額及び第1(基本使用料等)1(適用)(13)の規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「海外ローミングデータ料金繰越控除額」といいます。)を合算した額をいいます。以下同じとします。)を減じて得た額は、無効とします。</p> <p>エ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p>		
<p>(11) 繰越控除可能額に係る a u 国際通話料の減額適用</p>	<p>ア 5 G契約者は、その契約者回線からの a u 国際通話に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、a u 国際通話定額に係る定額料、a u 国際通話定額地域への通話料及び及び定額通話料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金(以下「a u 国際通話料繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 1317 1450 1480"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td> </tr> <tr> <td>その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額</td> </tr> </table> <p>イ a u 国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、5 Gサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「a u 国際通話料繰越控除額」といいます。)と当社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除額を合算した額(以下「国際通話料繰越控除額」といいます。)が、a u 国際通話料繰越控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額を合算した額(以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。)に満たない場合は、(12)に規定する取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額	その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額
支払いを要しない額			
その契約者回線に係る前月からの繰越控除可能額から通話料繰越控除額を差し引いた額に a u 国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額			
<p>(12) 繰越控除可能額に係る国際SMS送信</p>	<p>ア 5 G契約者は、その契約者回線(5 Gデュアルに係るものに限ります。)からの国際SMS送信に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この</p>		

<p>に係る通話料の減額適用</p>	<p>欄において同じとします。)の月間累計額のうち、その契約者回線に係る、国際通話料繰越控除可能額から国際通話料繰越控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「国際SMS送信料繰越控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。</p> <p>イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、5Gサービスの契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「国際SMS送信料繰越控除額」といいます。)が国際SMS送信料繰越控除可能額に満たない場合は、第1(基本使用料等)1(適用)(12)に規定する取扱いを行います。</p>				
<p>(13) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用(家族割、法人割)</p>	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(イに定める割引選択回線による構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線への通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((19)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1153 1452 1232"> <tr> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その通話に関する料金の月間累計額</td> </tr> </table> <p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択するLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="478 1355 1452 1612"> <tr> <td style="text-align: center;">割引</td> </tr> <tr> <td>当社のLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引又は特定割引(沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(13)において同じとします。)</td> </tr> </table> <p>ウ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線であって、(19)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上10以下でないとき。</p> <p>(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係</p>	割引額	その通話に関する料金の月間累計額	割引	当社のLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引又は特定割引(沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(13)において同じとします。)
割引額					
その通話に関する料金の月間累計額					
割引					
当社のLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引又は特定割引(沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款若しくはWIN約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(13)において同じとします。)					

る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線に係る契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。

キ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の区分2の規定により本割引の適用を廃止した後、区分1に該当する場合が生じたときは、区分1の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサ	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">サービスの種類の変更があったとき。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、第1（基本使用料等）1（適用）（7）又は（16）若しくは（17）の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ス 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社とその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	サービスの種類の変更があったとき。	
サービスの種類の変更があったとき。			
<p>(18) 障がい者等に係る通話料の月極割引の適用（スマイルハート割引）</p>	<p>ア 障がい者等に係る通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用を受けている契約者回線からの通話（（9）及び（15）（同欄のアに規定する区分（ウ）に係るものに限ります。）の適用を受けた通話、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、国際SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話並びにau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 ただし、本割引のほか（6）のイ又は（13）適用を受ける通話の取扱いについては、この規定にかかわらず、それぞれ（6）のイ又は（13）に定めるところによります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">割引額</td> </tr> </table>	区分	割引額
区分	割引額		

	<p>1 契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線（沖縄セルラー電話株式会社が提供するau（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス若しくはau（WIN）通信サービス又は当社が提供する加入電話サービス、IP電話サービス、コネクタAir通信サービス若しくはSORACOMA ir forセルラー通信サービスに係るものに限ります。）への通話（当社が別に定めるものに限ります。）</p>	<p>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額</p>				
	<p>2 1以外の通話</p>	<p>左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</p>				
<p>(15) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用（au→自宅割）</p>	<p>イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、同（5）のウの表の区分2の規定により本割引の適用を廃止する場合は、その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ア 自宅加入電話への通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、自宅加入電話番号（5G契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線について、前料金月の末日（次表のウ）については、その料金月の開始時とします。）において、同表の左欄のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（（14）及び（17）の適用を受けた通話、（19）に規定する定額対象通話並びに番号変換機能を利用して行われた通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に同表の右欄に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、次表の（ア）の場合において、（9）の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、（9）に定めるところによります。</p> <table border="1" data-bbox="475 1899 1276 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1899 1276 1939">区分</th> <th data-bbox="1276 1899 1463 1939">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1939 1276 2020">（ア） 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジ</td> <td data-bbox="1276 1939 1463 2020">50%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	割引率	（ア） 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジ	50%
区分	割引率					
（ア） 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合ディジ	50%					

	<p>タル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されている場合であって、(エ)以外のとき。</p> <p>① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話</p> <p>③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話</p> <p>④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p> <p>⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信</p> <p>⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p>	
	<p>(イ) 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス(タイプⅡ(プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。)若しくはI P電話サービスI、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス又は協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の他網契約者回線であるとき。</p>	100%
	<p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスⅥの適用を受けている他網契約者回線であるとき。</p>	100%
	<p>イ アの規定に関わらず、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である契約者回線については、本割引の適用を行いません。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている契約者回線について、自宅加入電話番号に係る他網契約者回線の変更があった場合、その変更があった時点から変更後の区分に応じた割引率を適用します。</p> <p>エ 自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、アの表に規定する区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>オ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
(16) 特定加入電	ア 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引(以下この欄にお	

話からの通話に係る通話料の割引の適用（au着信ビジネスレート）

いて「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、特定加入電話サービス（当社が別に定める加入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る他網契約者回線から割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線への通話（この約款において当社がその料金を定めている通話に限ります。）について、2-1-3の(1)に規定する料金額に代えて、(ウ)に規定する料金額を適用することをいいます。

ただし、(ウ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額については、2（料金額）に定めるところによります。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料金額
税抜額 2,000 円

(イ) 割引選択回線

割引選択回線
本割引を選択する契約者回線、当社のLTE契約に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(16)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、WIN約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この(16)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定める特定加入電話からの通話に係る通話料割引（以下この(16)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線

(ウ) 料金額

① ②以外の場合

区分	料金額		
	次の秒数までごとに税抜額 10 円		
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒
地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒

② 中国地区又は北海道地区に在圏する移動無線装置への通話の場合

区分	料金額			
	次の秒数までごとに税抜額 10 円			
通話料	昼間	夜間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
地域内・地域隣接県通話	30 秒	30 秒	30 秒	30 秒

地域隣接県外通話	23 秒	23 秒	23 秒	25 秒
----------	------	------	------	------

- イ 本割引は、5Gデュアルの契約者回線（定期5G契約に係るものを除きます。）に限り、選択することができます。
- ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。
- エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。
- オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。
- （ア） その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （イ） その申出のあった契約者回線が、(17)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。
- （ウ） その申出のあった契約者回線が、(17)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線（本割引、LTE割引、WIN割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。
- （エ） その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- （オ） 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
- （カ） その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。
- （キ） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点（その料金月において、LTE契約（LTE割引の適用を受けるものに限ります。）又はau契約（WIN割引の適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）からの通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限

ります。)について、本割引の適用の対象とします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。

ク キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ケ キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引選択代表回線がLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

サ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス 定額料については、日割りは行いません。

セ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知でき

	<p>ないことがあります。</p> <p>タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>						
<p>(17) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 (コールワイド)</p>	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（(イ)に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（(9)、(13)の適用を受けているものを除きます。以下(イ)及び(ウ)において同じとします。）からの通話（国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、(19)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(10)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、(ウ)に規定する割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 3,000 円</td> </tr> </table> <p>(イ) 割引選択回線</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">割引選択回線</td> </tr> <tr> <td>本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、WIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線</td> </tr> </table> <p>(ウ) 割引率</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 80%;">その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線並びにWIN割引の規定に基づくWIN契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">割引率</td> </tr> </table>	料金額	税抜額 3,000 円	割引選択回線	本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、WIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線	その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線並びにWIN割引の規定に基づくWIN契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に	割引率
料金額							
税抜額 3,000 円							
割引選択回線							
本割引を選択する契約者回線、当社のLTE約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「LTE割引」といいます。）を選択するLTE契約者回線、WIN約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「WIN割引」といいます。）を選択するWIN契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款に定め契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この(17)において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線							
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群にLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線が含まれる場合は、LTE割引の規定に基づくLTE契約者回線並びにWIN割引の規定に基づくWIN契約者回線に係る月間累計額及び特定割引の規定に基づく他網契約者回線に	割引率						

係る月額累計額を加算した額とします。)	
税抜額 20 万円未満の場合	15%
税抜額 20 万円以上税抜額 100 万円未満の場合	20%
税抜額 100 万円以上税抜額 300 万円未満の場合	25%
税抜額 300 万円以上税抜額 500 万円未満の場合	28%
税抜額 500 万円以上の場合	30%

イ 本割引は、5 Gデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

- (ア) 定期5 G契約に係るもの
- (イ) 第1 (基本使用料等) 1 (適用) (5)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (イ) その申出のあった契約者回線が、(16)又は第1 (基本使用料等) 1 (適用) (7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引Iにおける同一の割引選択回線群に属さないとき。

- (ウ) その申出のあった契約者回線が、(16)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線 (本割引、LTE割引、WIN割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

- (エ) その契約者以外の者 (その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

- (オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき (当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

- (カ) その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

- (キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約又はau契約（それぞれ本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本割引の適用の対象とします。
- ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- （ア） 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。
 - （イ） 契約者の地位の承継があったとき。
 - （ウ） 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。
 - （エ） 5G契約の解除があったとき。
 - （オ） 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。
 - （カ） その他オに列挙する規定のいずれかに該当することとなったとき。
- ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。
- コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止、5G契約の解除又は5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は5Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

備考 その料金月において、LTE契約（LTE割引の適用に係るものに限ります。）又はへの契約移行があったときは、その料金月における本割引とLTE割引の計算をあわせて行い、その

	<p>合計額を請求することができるものとします。</p> <p>サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用の廃止（契約移行に伴うものを除きます。）後、本割引、(13)若しくは(16)又は第1（基本使用料等）（7）の適用の申込み（LTE約款又はWIN約款に定める相当する申込みを含みます。）をしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p> <p>シ 割引選択代表回線がLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。</p> <p>ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>ソ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>チ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り。）又はその目安となる金額を通知します。 ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。</p> <p>テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(18) KDDIー	当社は、(16)に規定する割引選択代表回線について、KDDIー括

<p>括請求の取扱いを行った場合の割引の適用 (KDDI一括請求割引)</p>	<p>請求の取扱いを行っている場合であって、そのKDDI一括請求に係る料金等が下表に規定する割引条件Ⅰ、割引条件Ⅱ及び割引条件Ⅲのいずれも満たしているときは、(16)に規定する定額料(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたもの)の支払いを免除します。</p>					
	区分	割引の適用条件				
	割引条件Ⅰ	<p>次に定める料金等(その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたもの)に限ります。以下「au判定料金」といいます。)が生じていること。</p> <p>(ア) 料金表第1表から第4表及びLTE約款並びにWIN約款の料金表第1表から第4表に規定する料金等(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金</p> <p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</p>				
	割引条件Ⅱ	<p>当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が税抜額 1,000 円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。</p>				
割引条件Ⅲ	<p>au判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が税抜額 20,000 円以上であること。</p>					
<p>(19) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用 (ビジネス通話定額)</p>	<p>ア 当社は、LTE契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用((ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成するその契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及びau国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係る料金を含みます。)の月間累計額について、2(料金額)の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 定額料及び割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">定額料</th> <th style="width: 50%;">割引額</th> </tr> <tr> <td>税抜額 300 円</td> <td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話</td> </tr> </table>		定額料	割引額	税抜額 300 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話
定額料	割引額					
税抜額 300 円	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話					

		<p>に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(19)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</p>
	<p>備考</p>	<p>その料金月の末日（その契約者回線に係る 5 G 契約の解除（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があったときは、その解除のあった日）における基本使用料の料金種別が標準プラン（通話定額の適用を受けるものに限ります。）である場合の定額料の額は、税抜額 0 円とし、標準プラン（通話定額ライト及び通話定額の適用を受けるものを除きます。）である場合の定額料の額は、税抜額 900 円とします。</p>
	<p>(イ) 定額対象回線群</p>	<p style="text-align: center;">定額対象回線群</p> <p>以下の電気通信回線により構成される回線群</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本定額適用を選択する契約者回線 ② 当社の L T E 約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(19)において「L T E 定額適用」といいます。）を選択する L T E 契約者回線 ③ 当社の W I N 約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(19)において「W I N 定額適用」といいます。）を選択する W I N 契約者回線 ④ 沖縄セルラー電話株式会社の L T E 約款又は W I N 約款に定める特定の契者回線等への通話に対する定額料の適用（以下この(19)において「特定定額適用」といいます。）を選択する他網契約者回線 ⑤ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線
	<p>(ウ) 特定サービス</p>	<p style="text-align: center;">特定サービス</p> <p>当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービス I、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス若しくは a u オフィスナンバーサービス、イントラネット I P 電話サービス契約約款に定める一般イントラネット I P 電話サービス、C i s c o W e b e x C a l l i n g サービス契約約款に定める C i s c o W e b e x C a l l i n g サービス、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービス、a u ひかりビジネスサービス契約約款に定める一般 a u ひかりビジネスサービス、インターネット接続サービス契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプ II（プラン II のものに限ります。）のものに限ります。）若しくは I P 電話サービス</p>

I、F T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービス、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービス若しくはマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話又は沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの

(エ) 定額対象電話番号

定額対象電話番号

- ① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号
- ② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するL T E契約者回線に係る電話番号
- ③ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成するW I N契約者回線に係る電話番号
- ④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他網契約者回線に係る電話番号
- ⑤ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号（当社が別に定める方法により登録されるものに限ります。）

イ 本定額適用は、5 Gデュアルの契約者回線であって、(13)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本定額適用を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。

(イ) その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が2以上でないとき。

(ウ) その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が(16)、(17)又は第1（基本使用料等）1（適用）(7)を選択する場合であって、その契約者回線並びに定額対象回線群を構成する他の契約者回線、L T E契約者回線、W I N契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に

係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) (エ)に定める場合において、その定額対象回線群が属する契約者を単位とする通話料の月極割引、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引 I に係る割引選択回線群において、定額対象回線群の数と LTE 約款に定める第 2 種定期 LTE 契約に係る通話料の割引の適用又は WIN 約款に定める第 2 種定期 au 契約に係る通話料の割引の適用に定める定額対象回線群の数を合算した合計が、当社が別に定める数を超えるとき。

(カ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ) その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の契約者回線、LTE 契約者回線、WIN 契約者回線、他網契約者回線又は特定サービスの電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

(ク) その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。

(ケ) その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が 1001 以上となるとき。

(コ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。

この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する LTE 契約者回線、WIN 契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか 1 の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。

キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。

ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、LTE 契約者回線、WIN 契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。

ケ 本定額適用を受ける 5G 契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。

- コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。
- サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE契約又はau契約（それぞれ本割引に相当する適用を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。）以降の通話に関する料金（その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限ります。）について、本定額適用の対象とします。
- シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。
- （ア） 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。
 - （イ） 契約者の地位の承継があったとき。
 - （ウ） 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。
 - （エ） 5G契約の解除があったとき。
 - （オ） 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。
 - （カ） その他オのいずれか（（イ）を除きます。）に該当することとなったとき。
- ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社のLTE約款若しくはWIN約款又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線（代表回線のものに限ります。）について、LTE定額適用、WIN定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。
- ただし、LTE定額適用に係る当社のLTE約款、WIN定額適用に係る当社のWIN約款又は特定定額適用に係る沖縄セルラー電話株式会社の5G約款、LTE約款若しくはWIN約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1のLTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。
- セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
- この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	定額制の適用
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日（5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地

	<p>位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。</p>
2	<p>5 Gサービスの利用の一時休止、5 G契約の解除又は5 Gシングルへの5 Gサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>一時休止日、契約解除日又は5 Gサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。</p>
	<p>ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。</p> <p>ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、LTE契約者回線、WIN契約者回線及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。</p> <p>ト 契約者は、定額対象回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、沖縄セルラー電話株式会社とその定額対象回線群を構成する他網契約者回線について特定定額適用の可否等を判断するために必要な範囲で、その定額対象回線群を構成する契約者回線及び特定サービスの電気通信回線に係る情報（利用状況その他の情報を含みます。）を、当社が沖縄セルラー電話株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
(20) 電話番号案	ア 当社は、第1（基本使用料等）1（適用）（5）の適用を受けて

<p>内接続に係る通話料の取扱い</p>	<p>いる契約者回線からの通話（電話番号案内接続に係るものに限ります。）については、2（料金額）に規定する電話番号案内料及び通話料の支払いを免除します。</p> <p>イ アの規定によるほか、電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>(21) 通話料の減免</p>	<p>次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p>イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>

2 料金額

2-1 5Gサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円

(2) ワイドスター通信サービス（第2種ワイドスターに限ります。）の電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額50円

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額200円
通話料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	1送信ごとに料金額
通話料	
送信文字数	税抜額
70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで)	3円
71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで)	6円
135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで)	9円
202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで)	12円
269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで)	15円
336文字から402文字まで	18円

(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	21 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	24 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	27 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	30 円

(2) 国際SMS送信に係るもの

区分	1 送信ごとに 料金額
通話料	
送信文字数	
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

2-1-2 au国際通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに次の料金額
通話先区分	
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円
備考 各通話先区分における地域については、別表4（au国際通話の通話先地域）に定めるところによります。	

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごとに次の料金額
通話先区分	
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモード以外の場合）	260円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speechモードの場合）	840円

2-1-3 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 税抜額 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	20 秒	20 秒	30 秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	27.5 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	20 秒	20 秒	20 秒	30 秒
	地域隣接県外通話	15 秒	17 秒	17 秒	25 秒

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域隣接県通話		11.5 秒	14.5 秒	14.5 秒	20.5 秒
地域隣接県外通話		9.0 秒	14.5 秒	14.5 秒	18.5 秒

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第58条（通話料及びデータ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用												
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。											
(2) ローミングのデータ通信料の適用	ローミング（沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に規定する5Gサービスの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線に係るデータ通信については、沖縄セルラー電話株式会社の5G約款料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。											
(3) データ通信料の定額制の適用（データMAX定額）	<p>ア 当社は、5G契約者からの申出により、その5Gデュアルの契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する定額料（この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「データMAX定額」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、データMAX定額には次表に定める種類があり、5G契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th>定額料</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データMAX 5G Netflixパック</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>データMAX 5G</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ データMAX定額は、5Gデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすもの限り、選択することができます。</p> <p>（ア）基本使用料の料金種別が標準プランであること。</p> <p>（イ）5G NET for DATA機能の提供を受けていないこと。</p> <p>（ウ）通信識別機能の適用について、承諾していること。</p> <p>ウ データ通信料の月間累計は、データMAX定額の種類ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>エ データMAX定額の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>データMAX定額の適用の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時</td> <td>その5Gサービスの提供を開始した</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料	税抜額	データMAX 5G Netflixパック	8,500円	データMAX 5G	7,500円	区分	データMAX定額の適用の開始	1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時	その5Gサービスの提供を開始した
種類	定額料											
	税抜額											
データMAX 5G Netflixパック	8,500円											
データMAX 5G	7,500円											
区分	データMAX定額の適用の開始											
1 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時	その5Gサービスの提供を開始した											

	に行われたとき。	日
	2 データMAX定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	その5Gサービスの再利用を開始した日
	3 データMAX定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日
	4 データMAX定額の申込みが、標準プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
	5 データMAX定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
	備考 au契約からの契約移行を行った日からデータMAX定額の適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点からデータMAX定額の適用を開始するものとします。	
	オ 5G契約者は、データMAX定額の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後のデータMAX定額の取扱いについては、次表のとおりとします。	
	区分	変更後のデータMAX定額の適用
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後のデータMAX定額を適用します。
	(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後のデータMAX定額を適用します。
	カ データMAX定額の適用を受けている契約者回線の契約者は、標準プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、データMAX定額の適用の廃止を申し出ることができます。	
	キ 当社は、データMAX定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からデータMAX定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データMAX定額を廃止します。	
	(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。	
	(イ) 5G契約の解除があったとき。	
	(ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。	
	(エ) 標準プラン以外への料金種別の変更があったとき。	
	(オ) データMAX定額適用の申込みがあったとき。	
	ク キの規定により、データMAX定額の適用を廃止する場合に	

おける取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定によりデータMAX定額の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	データMAX定額の適用
1 2から4以外によりデータMAX定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
3 5Gへの5Gサービスの種類の変更又は標準プラン以外への料金種別の変更があったとき。	その5Gサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、データMAX定額の適用の対象とします。
4 データMAX定額の適用を廃止する申出又はピタット定額の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、データMAX定額Vの適用の対象とします。

ケ データMAX定額を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) エの表の規定によりデータMAX定額の適用を開始したとき。

(イ) オの規定によりデータMAX定額の種類を変更したとき。

(ウ) クの表の区分2(5G契約の解除(LTE契約への契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定によりデータMAX定額の適用を廃止したとき。

(エ) データMAX定額の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コ(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれデータMAX定額の適用開始

	<p>日、変更後の種類のデータMAX定額の適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)</p> <p>適用終了日 その料金月の末日（その料金月において、コの（イ）、（ウ）又は（エ）に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類のデータMAX定額の適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)</p>						
	<p>サ 当社は、データMAX定額の適用を受けている契約者回線との間のデータ通信に関する料金について、そのデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表の左欄に定める値以下である場合、同表の右欄に定める額（以下この欄において「割引額」といい、コの規定により定額料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引（以下この欄において「小容量利用割引」といいます。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="491 817 1452 952"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 817 1209 862">累計課金対象データ量</th> <th data-bbox="1209 817 1452 862">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 862 1209 907"></td> <td data-bbox="1209 862 1452 907">税抜額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 907 1209 952">2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）</td> <td data-bbox="1209 907 1452 952">1,480 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 小容量利用割引の割引額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ス 小容量利用割引は、その料金月のau（5G）通信サービスの料金から減算することにより行います。</p> <p>セ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、5Gサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。</p> <p>この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	累計課金対象データ量	割引額		税抜額	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	1,480 円
累計課金対象データ量	割引額						
	税抜額						
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	1,480 円						
<p>(4) データ通信料の定額適用 （ピタット定額）</p>	<p>ア 当社は、5G契約者からの申出により、その5Gデュアルの契約者回線との間のデータ通信（沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用を含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄、(6)、(8)、(9)及び(10)において同じとします。）について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、(ア)に規定する定額料（シの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下「ピタット定額」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、ピタット定額には(イ)に定める種類があり、5G契約者は、そのいずれかを選択していただきます。</p> <p>(ア) 定額料</p>						

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額
区分1	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）以下の場合	3,000 円
区分2	1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を超え 4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）以下の場合	4,500 円
区分3	4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）を超えた場合	6,000 円

(イ) ピタット定額の種類

種類
ピタットプラン 5G

イ ピタット定額は、5Gデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が標準プランであるものに限り、選択することができます。

ウ データ通信料の月間累計は、国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。

エ ピタット定額の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	ピタット定額の適用の開始
1 ピタット定額の申込みが、その契約者回線に係る5G契約の申込みと同時に終わったとき。	その5Gサービスの提供を開始した日
2 ピタット定額の申込みが、その契約者回線に係る5Gサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	その5Gの再利用を開始した日
3 ピタット定額の申込みが、5Gデュアルへの5Gサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後の5Gサービスの提供を開始した日
4 ピタット定額の申込みが、標準プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 ピタット定額の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その申込みを当社が承諾した日
備考 au 契約からの契約移行を行った日からピタット定額適用を開始する場合は、その契約移行を行った時点からピタット定額の適用を開始するものとします。	

オ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分2に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量（9）に定める前月からの繰越データ量又は

(10)に定める購入残データ量をいいます。以下この欄において同じとします。)を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、ピタット定額を適用します。

1 契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
		税抜額
区分1	1,073,741,824バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	3,000円
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に3,221,225,472バイト(3ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	4,500円
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	6,000円
備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

カ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(12)の規定によるほか、ア又はオの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値((12)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、ピタット定額を適用します。

キ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、(12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、5G契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ク 料金月の起算日以外の日に(ア)から(エ)に該当した場合、その料金月について、アの表の区分1から区分3に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、ピタット定額を適用します。

(ア) ピタット定額の適用の開始があったとき((ウ)又は(エ)に該当するときを除きます。)

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデ	ピタット定額の適用を開始する前の基本使

<p>ータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</p>	<p>用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、ピタット定額の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（(6)、(8)、(9)又は(10)の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）</p>
<p>区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値</p>	<p>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</p>
<p>(イ) ピタット定額の適用を受けている場合であって、国内通話定額の種類変更等があったとき。</p>	
<p>読み替える値</p>	<p>読み替え後の値</p>
<p>国内通話定額の種類変更等後の区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</p>	<p>国内通話定額の種類変更等があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が4,294,967,296バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768バイト（7ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値</p>
<p>国内通話定額の種類変更等後の区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値</p>	<p>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</p>
<p>(ウ) LTE契約からの契約移行と同時にピタット定額の適用の開始があったとき（契約移行のあった日において、そのLTE契約者回線について、LTE約款に定める特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）（以下この(ウ)において「LTEピタット定額」といいます。）の適用を受けていたときに限ります。）。</p>	
<p>読み替える値</p>	<p>読み替え後の値</p>

<p>区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</p>	<p>ピタット定額の適用を開始した時点までにLTE契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（LTE約款に定めるLTEピタット定額に係るものをいいます。以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、LTE約款に定めるLTEピタット定額のデータ通信料に関する規定（この(4)のアに相当する規定をいいます。）の表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値</p> <table border="1" data-bbox="810 689 1436 1198"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="821 696 1425 772">① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 779 1121 902">4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）</td> <td data-bbox="1126 779 1420 902">7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="821 909 1425 1025">② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1032 1121 1155">5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）</td> <td data-bbox="1126 1032 1420 1155">21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）</td> </tr> </table>	① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合		4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）	② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合		5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）	21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）
① 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けていた場合									
4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）								
② 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（V）の適用を受けていた場合									
5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）	21,474,836,480 バイト（20ギガバイト）								
<p>区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値</p>	<p>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</p>								
<p>(エ) LTE契約からの契約移行と同時にピタット定額の適用の開始があったとき（ウ）に該当するときを除きます。）。</p>									
<p>読み替える値</p> <p>区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</p>	<p>読み替え後の値</p> <p>ピタット定額の適用を開始する前のLTEサービスの基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量（その値が1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）未満の場合は、1ギガバイトとします。）から、ピタット定額の適用を開始した時点までにLTE契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（LTE約款に定める次表の取扱いを受けるものを除きます。）を差し引いた値（その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。）</p> <table border="1" data-bbox="810 1989 1436 2022"> <tr> <td data-bbox="821 1995 1436 2022">データ通信総量速度規制、第2種LTE</td> </tr> </table>	データ通信総量速度規制、第2種LTE							
データ通信総量速度規制、第2種LTE									

		シングル又は第4種LTEシングルに係るデータ通信総量速度規制の適用除外、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除
区分2に定めるデータ量の最大値及び区分3に定めるデータ量の最小値		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値
<p>ケ ピタット定額の適用を受けている契約者回線の契約者は、標準プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、ピタット定額の適用の廃止を申し出ることができます。</p> <p>コ 当社は、ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、契約者からピタット定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ピタット定額を廃止します。</p> <p>(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)</p> <p>(イ) 5G契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>(エ) 標準プラン以外への料金種別の変更があったとき。</p> <p>(オ) データMAX定額の適用の申込みがあったとき。</p> <p>サ コの規定により、ピタット定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定によりピタット定額の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。</p>		
	区分	ピタット定額の適用
	1 2から4以外によりピタット定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。
	2 5Gサービスの利用の一時休止又は5G契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。
	3 5Gシングルへの5Gサービスの種類の変更又は標準プラン以外への料金種別の変更があったとき。	その5Gサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、ピタット定額の

		適用の対象とします。									
	4 ピタット定額の適用を廃止する申出又はデータMAX定額の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、ピタット定額の適用の対象とします。									
	シ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定によりピタット定額の適用を開始したとき。 (イ) サの表の区分2(5G契約の解除(LTE契約への移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定によりピタット定額の適用を廃止したとき。 (ウ) ピタット定額の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>起算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>その料金月の初日(その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。)</td> </tr> <tr> <td>適用終了日</td> <td>その料金月の末日(その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)			
区分	起算日										
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、シの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれピタット定額の適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日とします。)										
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、シの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)										
(5 5Gデータ定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用	<p>ア 当社は、次表に定める5Gデータ定額の取扱い(以下この欄において「対象5Gデータ定額」といいます。))の適用を受けている契約者回線(次表に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。))について、この約款の規定により支払いを要することとされるau(5G)通信サービスの料金(以下、この欄において「au利用料金」といいます。))について、次表に定める額(以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。au利用料金が割引額に満たない場合は、au利用料金の額とします。))の割引を行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5Gデータ定額の取扱い</th> <th rowspan="2">対象サービス</th> <th>割引額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">データMAX 5G Netflixパック</td> <td>Netflixサービス</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>ビデオパス(見放題プラン)</td> <td>562円</td> </tr> </tbody> </table>		5Gデータ定額の取扱い	対象サービス	割引額	税抜額	データMAX 5G Netflixパック	Netflixサービス	800円	ビデオパス(見放題プラン)	562円
5Gデータ定額の取扱い	対象サービス	割引額									
		税抜額									
データMAX 5G Netflixパック	Netflixサービス	800円									
	ビデオパス(見放題プラン)	562円									

	<p>備考 Net f l i xサービスはNet f l i x株式会社が提供するサービス、ビデオパス（見放題プラン）はTELASA株式会社が提供するサービスをいいます。</p> <p>イ アに定める取扱い（以下この欄において「本割引」といいます。）は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。</p> <p>ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>エ アの表に定める対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、その対象サービスの欄に定める割引額を日割りします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、アの表に定める対象サービスに係る月額料金の課金日とされる日（Net f l i x株式会社又はTELASA株式会社が定める日をいいます。）において、対象5Gデータ定額の適用を受けていない場合、その料金月においては、本割引（その対象サービスの欄に定めるものに限り）を適用しません。</p> <p>カ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びにNet f l i xサービス及びビデオパスに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社、Net f l i x株式会社及びTELASA株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。</p> <p>キ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合のNet f l i xサービス及びビデオパスに関する提供条件等については、Net f l i x株式会社、TELASA株式会社及び当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(6) 5Gサービスの契約者回線に係るデータ通信利用の制限</p>	<p>ア 当社は、5Gサービスの契約者回線との間のデータ通信（データMAX定額の適用を受けている場合は、海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したものに限り）を、ただし、その契約者回線について、データMAX定額に対応した端末設備（所定の技術的条件に合致するものに限り）と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、(8)、(9)及び(10)において同じとします。）について、データ通信総量速度規制（その契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、(8)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、(9)に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(10)に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 次表に定める種類の5Gデータ定額又は基本使用料の料金種別の適用を受けているもの</p>

種類	総量速度規制データ量
データMAX 5G Netflix パック	64,424,509,440 バイト (60 ギガバイト)
データMAX 5G	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)
ルーターフラットプラン40 (5G)	42,949,672,960 バイト (40 ギガバイト)
(イ) ピタット定額の適用を受けているもの	
総量速度規制データ量	
(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を加算した値	
<p>イ 料金月の起算日以外の日、5Gサービスの種類の変更、基本使用料の料金種別の変更、5Gデータ定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくはその種類の変更又はLTE契約との契約移行その他5Gサービスの料金に係る取扱いの変更等があった場合(その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。)、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。</p> <p>ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ピタット定額の総量速度規制データ量については、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)とします。</p> <p>ウ ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、イの規定によりピタット定額の適用の廃止(LTE契約への契約移行と同時に行われたLTE約款に定める特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。)があった場合、イの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、ピタット定額の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)に、次表に定める値を加算した値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。</p>	
<p>ピタット定額の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、(4)のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)を超える場合は、7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)とします。)から、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値</p>	
<p>エ データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
(7) 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける	<p>当社は、5Gデュアルの契約者回線(データMAX定額のものに限ります。)については、第52条の規定を適用するほか、当社所定のサービスの利用に際し、データ通信の伝送速度を制限します。</p>

<p>契約者回線に係るデータ通信利用の制限等</p>									
<p>(8) データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い（エクストラオプション）</p>	<p>ア 当社は、5G契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が(6)のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量速度規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="491 488 1447 616"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ通信料</td> <td>2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに</td> <td>税抜額 2,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに定める総量速度規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又はに応じて算定します。</p> <p>ウ データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、5Gサービスの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。）であって、(10)の適用を受けていないもの限り、選択することができます。</p> <table border="1" data-bbox="491 907 1447 990"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ルーターフラットプラン40（5G）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。</p> <p>ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。</p> <p>カ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。</p> <p>(ア) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。</p> <p>(イ) 5G契約の解除があったとき（LTE契約への契約移行による場合は、その契約移行と同時にエクストラオプション対象外プラン（それを選択することにより、LTE約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を廃止することとなるLTEサービスの基本使用料の料金種別等をいいます。）を選択したときに限ります。）。</p> <p>(ウ) ウの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p> <p>キ カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとしま</p>	区分	単位	料金額	データ通信料	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに	税抜額 2,500 円	基本使用料の料金種別	ルーターフラットプラン40（5G）
区分	単位	料金額							
データ通信料	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト) ごとに	税抜額 2,500 円							
基本使用料の料金種別									
ルーターフラットプラン40（5G）									

	<p>す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 カの(ア)又は(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。</td> <td>その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。	2 カの(ア)又は(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
2 カの(ア)又は(イ)の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
(9) 総量速度規制データ量の繰越適用 (データくりこし)	<p>ア 当社は、その5G契約がLTE契約からの契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行のあった日を含む料金月における5Gサービスの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたとき、総量速度規制データ量を超える部分（以下「超過データ量」といいます。）が、前月からの繰越データ量（当社のLTE約款に定める、契約移行前のLTE契約に係る前月からの繰越データ量（同約款に定める総量速度規制データ量の繰越適用を適用した場合は、そのデータ量を差し引いた値とします。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。</p> <p>イ アに定める取扱い（以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。）は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。</p> <p>(ア) データ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。</p> <p>(イ) (12)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全ての5Gサービスの契約者回線、LTE契約者回線並びに沖縄セルラー電話株式会社の5Gサービス及びLTEサービスの他網契約者回線について、イの規定（沖縄セルラー電話株式会社の5G約款又はLTE約款に定めるイに相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。）に該当すること。</p> <p>ウ その料金月の末日において、5Gサービスの提供を受けている場合、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量（前月からの繰越データ量から総量速度規制データ量の繰越適用を適用したデータ量を差し引いた値をいいます。以下同じとします。）は0とします。エ ピタット定額の適用を受けている契約者回線（(4)のウに定める取扱いを受けたものに限ります。）については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。</p>						
(10) データ通信利	<p>ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越</p>						

用の制限の一時解除に係る取扱い
(データチャージオプション)

データ量を超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分(以下「超過データ量Ⅱ」といいます。)が、キの規定により登録した購入データ量(その料金月以前にこの(10)に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量(以下「購入残データ量」といいます。))とします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。

イ ピタット定額の適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、キの規定により登録した購入データ量のうち、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い(以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。)を行います。

ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たす5Gサービスの契約者回線に限り、選択することができます。

(ア) 5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているもの

(イ) 5G NET機能機能又は5G NET for DATA機能の提供を受けているもの。

エ データ通信総量速度規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。

カ エの申出があった場合のほか、5Gデータ定額の取扱いの適用の申込みがあった場合(その契約者回線についてウの(イ)を満たさない場合を除きます。)は、その契約者回線について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。

キ 5G契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

この場合において、指定することができる種類は、その購入データ量に係るデータ通信料の支払方法により当社が別に定めるところによります。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプⅢ	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅣ	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)	62 日

タイプV	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)	62日
------	-------------------------------	-----

(イ) 開始条件

区分	内容
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量（以下「繰越残データ量」といいます。）と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はクに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。
コースⅢ	その登録が完了した時点。

ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録又はピタット定額の適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

ケ キの規定にかかわらず、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤの購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ通信総量速度規制の一時解除を行います。

コ ア及びイの規定によるほか、当社は、5G契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数に相当する時間が経過することとなる時点までの期間（以下「解除有効期間」といいます。）に限り、データ通信総量速度規制の一時解除を行います。

サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

(ア) 登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は(4)のオの取扱いが行われたとき。

(イ) ピタット定額の適用を受けている契約者回線について、購入データ量の登録（超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が(4)のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値（同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。）を超える前に行ったものに限ります。）があったとき。

種類	単位	データ通信料
タイプⅠ	購入データ量0.5ギガごとに	税抜額550円
タイプⅡ	購入データ量1ギガごとに	税抜額1,000円
タイプⅢ	購入データ量1.5ギガごとに	税抜額1,500円
タイプⅣ	購入データ量3ギガごとに	税抜額3,000円
タイプⅤ	購入データ量5ギガごとに	税抜額5,000円

シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除

	<p>有効期間として取り扱います。</p> <p>ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録又はデータ証票の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。</p> <p>セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 5G契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>(ウ) ウの規定に反することとなったとき。</p> <p>ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、登録した購入残データ量を無効とします。</p> <p>タ (4)のウの規定により、ピタット定額の定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。</p> <p>チ 当社は、その契約者回線について、(13)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。</p> <p>この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ツ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプII又はタイプVIIIに係るものに限ります。)又は中部テレコミュニケーション株式会社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプIに係るものに限ります。)への通信を行うことはできません。</p> <p>テ データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(11) 5Gサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用</p>	<p>5Gデュアルの契約者回線(5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。)又は5Gシングル契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金(沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含まず。)の支払いを要しません。</p>
<p>(12) 共有回線群に係るデータ量共有適用(データシェア)</p>	<p>ア 共有回線群に係るデータ量共有適用(以下この欄において「本共有適用」といいます。)とは、データ量共有回線群(ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。)を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等(次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)を、その契約者回線が所属す</p>

るデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等（次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）にそれぞれ読み替えて、ピタット定額、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用を行うことをいいます。

総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等
累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量
総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量
総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量
超過データ量	共有超過データ量
前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量
繰越残データ量	共有繰越残データ量
超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ
購入データ量	共有購入データ量
購入残データ量	共有購入残データ量

イ アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。

共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量
共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線及、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量

備考

1 そのデータ量共有回線群に段階定額制（この約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社の5G約款に定めるピタット定額又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定める特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（V）若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱをいいます。以下この(12)において同じとします。）の適用を受けている契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線（以下この(12)において「段階定額制適用回線」といいます。）が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。

そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量

2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合（(4)のオ又は当社のLTE約款、沖縄セルラー電話株式会社の5G約款若しくはLTE約款に定める段階定額制に係るこれに相当する規定（以下この(12)において「相当規定」といいます。）に定める取扱いを受けた場合に限り、共有前月からの繰越データ量を0とします。

3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(4)のオ又は相当規定により、段階定額制の定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。

ウ データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線、当社のLTE約款若しくは沖縄セルラー電話株式会社の5G約款若しくはLTE約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用（以下この欄において「特定共有適用」といいます。）を選択するLTE契約者回線又は他網契約者回線をいいます。

エ 本共有適用は、5Gサービスの契約者回線（データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）に限り、選択することができます。

オ 本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ5Gデュアル、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに係るものに限ります。）の数が2以上となる時。

(イ) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線及び他網契約者回線（それぞれ5Gシング

ル、第3種LTEデュアル、LTEシングル及びLTEデータプリペイドに係るものに限ります。)の数が6以上となるとき。

(ウ) その契約者回線に係るa u I D (当社のI D利用規約に定めるa u I Dをいいます。以下同じとします。)が、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係るa u I Dと異なるとき。

(エ) その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線に係るa u I Dと同一のa u I Dの契約者回線、LTE契約者回線又は他網契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となるとき。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ク 当社は、この約款、当社のLTE約款又は沖縄セルラー電話株式会社の5G約款若しくはLTE約款に定めるところにより、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利用可能期間 (当社又は沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款に定めるLTEデータプリペイドに係るものをいいます。以下同じとします。)のうち、最長のものを、そのデータ共有回線 (5Gサービス又はLTEサービスに係るものに限ります。)に係る解除有効期間として取り扱います。

(ア) その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。

(イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。

(ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量規制の一時解除に係る登録があり、その登録に係るデータ総量規制の一時解除が行われたとき。

(エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、前払いデータ通信料の登録又はデータ証票の登録が行われたとき。

ケ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

(ア) 5Gサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) 5Gサービスの利用の一時休止があったとき

(エ) 5G契約の解除があったとき。

(オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。

(カ) その契約者回線に係るa u I Dが、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、L T

	<p>E 契約者回線又は他網契約者回線に係る a u I D と異なることとなったとき。</p> <p>コ ケの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="491 320 1452 613"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 320 970 360">区分</th> <th data-bbox="970 320 1452 360">本共有適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 360 970 488">1 2以外により本共有適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="970 360 1452 488">その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 488 970 613">2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。</td> <td data-bbox="970 488 1452 613">その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ ア及びイの規定にかかわらず、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします。</p> <p>シ ケの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。</p> <p>ただし、段階定額制適用回線について本共有適用又は特定共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(4)又は相当規定に定めるところによります。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が0となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。</p> <p>セ 本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	本共有適用	1 2以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。	2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
区分	本共有適用						
1 2以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。						
2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。						
(13) データ証票に係る取扱い (データプレゼント)	<p>ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票（当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。）を発行します。</p> <p>イ 5Gデュアルの契約者回線（データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限り、以下この欄において同じとします。）の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を受けることができます。</p> <p>(ア) データ証票を購入し、それを他の契約者回線等（その契約者回線に係る a u I D と異なる a u I D の契約者回線、LTE契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の他網契約者</p>						

	<p>回線であって、5Gサービス又はLTEサービス（それぞれの5G約款又はLTE契約約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。）若しくはLTEデータプリペイドに係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者に譲渡すること。</p> <p>（イ） 当社又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。</p> <p>（ウ） 譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。</p> <p>ウ 購入残データ量（共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合は、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有購入残データ量とします。以下この欄において同じとします。）が16,106,127,360バイト（15ギガバイト）以上である場合、新たに登録したデータ証票（当社又は沖縄セルラー電話株式会社が有料で販売したものを除きます。）に係るデータ量は、購入残データ量に加算しません。</p> <p>エ 当社が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
(14) データ通信料の減免	<p>au（5G）通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるデータ通信（5G NET機能又は5G NET for DATA機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。）については、その料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

2-1 5Gサービスに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円

第4 契約解除料

1 料金額

1 契約ごとに

区分	料金額
	税抜額
2年定期5G契約	1,000円

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第60条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>契約移行手数料</td> <td>5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約がLTE契約又はau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>auICカード再発行手数料</td> <td>auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>料金取扱い変更手数料</td> <td>5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>5Gサービス利用権利用権譲渡手数料</td> <td>5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ユーザグループ登録手数料</td> <td>別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号登録手数料</td> <td>内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>内線番号変更手数料</td> <td>内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	契約事務手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	契約移行手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約がLTE契約又はau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	料金取扱い変更手数料	5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	5Gサービス利用権利用権譲渡手数料	5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区分	内容																					
	契約事務手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	契約移行手数料	5G契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、その5G契約がLTE契約又はau契約からの契約移行により締結されたものであるとき又は5Gサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	料金取扱い変更手数料	5Gサービスの種類の変更を伴う申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
	5Gサービス利用権利用権譲渡手数料	5Gサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																					
ユーザグループ登録手数料	別表1（オプション機能）9欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																						
内線番号登録手数料	内線番号（別表1（オプション機能）9欄に規定するものをいいます。以下同じとします。）の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																						
内線番号変更手数料	内線番号（その契約者回線に係るものに限ります。）の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																						

	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 契約事務手数料の適用	契約者は、その5G契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。	
(3) 番号登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p> <p>イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額1,700円とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</p>	
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 契約事務手数料、番号登録手数料若しくは契約移行手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p>	
(5) 契約移行手数料の適用	契約移行手数料は、5Gサービスの種類の変更（端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものに限ります。）を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払いを要しません。	
(6) 料金取扱い変更手数料の適用	料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める申出等を行い、承諾を受けた回数合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。	
(7) 5サービス利用権譲渡手数料の適用	<p>ア 5サービス利用権譲渡手数料は、その5Gサービス利用権を譲り受けようとする者に支払っていただきます。</p> <p>イ 5Gサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合する場合の5Gサービス利用権LTEサービス利用権の譲渡については、5Gサービス利用権譲渡手数料の支払いを要しません。</p>	
(8) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。	
(9) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア 2（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限ります。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者	

	<p>は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。</p> <p>イ 別表1（オプション機能）9欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、当該料金月に行われた内線番号（電話会議サービスに係る電気通信回線に係るものに限ります。）の登録について、2（料金額）に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。</p>
(10) 番号変換文字メッセージ受信機能に係るログインID登録手数料の適用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ受信機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(11) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料金種別	単位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000 円
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円
au ICカード再発行手数料	1 請求ごとに	2,000 円
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,000 円
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円
5Gサービス利用権譲渡手数料	1 請求ごとに	2,700 円
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループごとに	10,000 円
内線番号登録手数料		
(1) その契約者回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円
(2) 電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	300 円
内線番号変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円
ログインID登録手数料	1 のログインIDの登録ごとに	1,000 円

(注) 上記の額に配送実費相当額を加算します。

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第61条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
LTEサービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 5G契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、以下の場合は、この限りではありません。 （ア） その料金月の末日にその5G契約の解除があったとき。 （イ） そのサービスに係る電話番号が、電気通信番号規則別表第3号に規定する電気通信番号であるとき。 ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注） ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300円

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信料明細内訳書の発行手数料

1 適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信料明細内訳書の発行手数料の適用			
<p>(1) a uー括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、a uー括請求グループのうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線（当社のL T E約款若しくはW I N約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けているL T E契約者回線若しくはW I N契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の5 G約款、L T E約款若しくはW I N約款に定める通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が50以上であるものについて、そのa uー括請求グループに係る5 G契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="470 862 1460 996"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の5 G契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa uー括請求グループについて、a uー括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa uー括請求グループについても、5 G契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa uー括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円
料金額			
1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額 5,000 円			
<p>(2) 通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</p>	<p>5 G契約者は、当社が別に定める方法により専用のW E Bサイト上で閲覧する通信料明細内訳書の発行の請求を行ったときは、通話明細内訳書の発行手数料の支払いを要しません。</p>		

2 料金額

区分	単位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

第 2 分計請求書の発行手数料

1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記 2 (2) の規定によるほか、次のとおりとします。

分計請求書の発行手数料の適用			
(1) a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線（当社の L T E 約款若しくは W I N 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている L T E 契約者回線若しくは W I N 契約者回線又は沖縄セルラー電話株式会社の 5 G 約款、L T E 約款又は W I N 約款に定める分計請求書発行サービスの提供を受けている他網契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）の数が 50 以上であるものについて、その a u 一括請求グループに係る 5 G 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる 1 の契約者回線（以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。）を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の 5 G 契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引 I、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成する a u 一括請求グループについて、a u 一括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全ての a u 一括請求グループについても 5 G 契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けている a u 一括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が 50 未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料金額	1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円
料金額			
1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに 税抜額 5,000 円			

2 料金額

区分	単位	料金額
分計請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごと	税抜額 100 円

	とに	
--	----	--

第3 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書等の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書等の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書等発行手数料	支払証明書等の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第4 利用料金証明書の発行手数料

1 適用

利用料金証明書の発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

利用料金証明書の発行手数料の適用	
利用料金証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、利用料金証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
利用料金証明書発行手数料	利用料金証明書の発行1回ごとに	税抜額400円

(注) 利用料金証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料が必要な場合があります。

第5 請求書の発行手数料

当社のWEBで請求書ご利用規約に定めるところによります。

第6 払込取扱票の発行等手数料

1 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記2(3)の規定によるほか、次の

とおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	<p>LTE契約者は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、2（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。</p> <p>(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。</p> <p>(2) 第2（通話料）1（適用）(13)の適用を受けているとき。</p> <p>(3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円

第7 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円

第8 空き電話番号の検索手数料

区分	単位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額 300 円

第9 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2(10)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）に関する料金の適用	<p>ア 料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、その料金月において、別記2(11)に定める概算額が限度額を超えず別記2(11)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。</p> <p>イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。</p> <p>ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求がLTE契約又はau契約（そのLTE契約者回線又はWIN契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス（以下この欄においてそれぞれ「LTE料金安心サービス」又は「WIN料金安心サービス」といいます。）の提供を受けているものに限ります。）からの契約移行と同時に行われたもので</p>

	<p>あるとき（その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。）は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日（その料金月において、LTE料金安心サービス又はWIN料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。）から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>エ LTE契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、そのLTE契約者回線について、「LTE料金安心サービス」の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社のLTE約款の規定（ウに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p>
--	---

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）	1 契約ごとに月額	税抜額 100 円

第 10 携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

1 適用

携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記 2 (12) の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
(1) 契約の解除に伴う携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料の適用	契約者は、その 5G 契約の解除に伴い、MNP（別記 2 (12) に定めるものをいいます。以下同じとします。）を希望する旨の申出を行う場合、2（料金額）に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。
(2) 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料の適用除外	当社は、(1) の規定にかかわらず、au（5G）通信サービスの種類、契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料	1 の請求ごとに	税抜額 3,000 円

第 11 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記2(19)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1契約ごとに月額	税抜額 372円

第12 auスマートサポート接続サービス利用料

1 適用

auスマートサポート接続サービス利用料の適用			
(1) auスマートサポート接続サービス利用料の取扱い	<p>ア 当社は、その5G契約者について、当社の「auスマートサポート会員利用規約」に定めるauスマートサポートの提供を受けるための契約(以下「auスマートサポート会員契約」といいます。)の締結(そのauスマートサポート会員契約が終了した後、新たに締結する場合を含みます。)があった日(以下「auスマートサポート会員契約締結日」といいます。)を含む料金月について、2(料金額)に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税抜額 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ auスマートサポート接続サービス(別記2(20)に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の提供を受けている5G契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、会員契約締結日を含む料金月の翌料金月から起算して2料金月の間、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、料金月の起算日以外の日、auスマートサポート接続サービスの提供の開始又は廃止があったときは、auスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>ただし、アに規定する料金額については、日割りを行いません。</p> <p>エ 当社は、auスマートサポート接続サービスの提供の開始が、LTE契約又はau契約(そのLTE契約者又はau契約者がauスマートサポート接続サービスに相当するサービス(以下この欄において「相当サービス」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき</p>	料金額	税抜額 3,000円
料金額			
税抜額 3,000円			

	<p>(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日 (その料金月において、相当サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、 a u スマートサポート接続サービスの提供があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ LTE 契約への契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その LTE 契約者について相当サービスの提供の開始があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の a u スマートサポート接続サービス利用料については、当社の LTE 約款の規定 (エに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p>				
<p>(2) a u スマートサポート接続サービス利用料の減額適用</p>	<p>5 G 契約者は、 a u スマートサポート会員契約の申込みを行い当社から承諾を受けた場合 (その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限り)、その a u スマートサポート会員契約締結日を含む料金月について、 a u スマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="480 902 1450 1151"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 902 1450 943">適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 943 1450 985">ア その 5 G サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 985 1450 1068">イ その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1068 1450 1151">ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件	ア その 5 G サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。	イ その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。	ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。
適用条件					
ア その 5 G サービスの利用月数が 109 ヶ月以上であること。					
イ その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)以外であること。					
ウ その契約者回線について、この取扱いの適用を受けたことがないこと。					

2 料金額

区分	単位	料金額
a u スマートサポート接続サービス利用料	1 契約ごとに月額	税抜額 380 円